

発 行 者 情 報

第 1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

当機構の法人全体及び機構法第 15 条、機構法附則第 5 条の 2 第 5 項及び第 5 条の 3 第 2 項並びに第 5 条の 5 第 2 項に基づく各勘定に関して記載しております。

<独立行政法人福祉医療機構>

○ 法人単位

(単位：百万円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経常収益	211,836	209,270	198,841	194,665	193,420
経常費用	180,250	179,759	170,389	177,616	177,890
経常利益又は経常損失※ ¹	31,585	29,511	28,452	17,049	15,530
臨時利益	1,269	244	3,332	6,425	10,508
臨時損失	3,531	4,686	6,366	6,378	5,876
当期総利益又は当期総損失	29,334	25,202	25,502	17,237	20,171
資本金※ ²	902,609	765,051	590,617	494,334	420,307
純資産額※ ³	924,598	782,817	608,666	508,512	438,630
総資産額	4,525,090	4,351,406	4,229,607	4,074,074	3,961,947
自己資本比率※ ⁴	20.43%	17.98%	14.39%	12.48%	11.07%
業務活動によるキャッシュ・フロー	△134,575	27,819	△54,518	39,057	86,011
投資活動によるキャッシュ・フロー	156,437	△38,878	37,031	△20,023	△11,911
財務活動によるキャッシュ・フロー	58,139	△34,454	44,132	△56,204	△68,956
資金期末残高	85,499	39,986	66,632	29,461	34,605
役職員数	265 名	270 名	272 名	272 名	282 名

令和 2 年 3 月 31 日現在、当機構においては連結の対象となる特定関連会社はありません。

(1) 一般勘定

(単位：百万円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経常収益	52,946	50,773	45,221	43,818	40,944
経常費用	53,670	50,780	43,050	46,694	36,501
経常利益又は経常損失※ ¹	△724	△6	2,170	△2,875	4,442
臨時利益	-	-	792	-	4,182
臨時損失	-	28	-	-	2,257
当期総利益又は当期総損失	△724	△34	2,963	△2,875	6,367
資本金※ ²	23,354	22,136	21,787	21,787	21,787
純資産額※ ³	17,605	16,973	19,799	16,922	23,289
総資産額	3,413,177	3,398,195	3,460,419	3,406,803	3,351,507
業務活動によるキャッシュ・フロー	△89,491	11,236	△56,561	50,837	63,025
投資活動によるキャッシュ・フロー	△53	538	△707	△147	△313
財務活動によるキャッシュ・フロー	92,176	△12,516	56,660	△49,604	△63,663
資金期末残高	5,046	4,304	3,695	4,781	3,829

(2) 共済勘定

(単位：百万円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経常収益	105,256	109,268	108,575	111,924	114,470
経常費用	101,725	104,568	103,147	106,737	113,065
経常利益又は経常損失※ ¹	3,530	4,700	5,427	5,186	1,404
臨時利益	1	1	996	1,208	2,123
臨時損失	3,531	4,658	6,366	6,378	3,522
当期総利益又は当期総損失	-	43	58	16	6
資本金※ ²	-	-	-	-	-
純資産額※ ³	-	43	101	43	49
総資産額	34,124	38,761	45,226	51,162	52,700
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,582	6,002	6,495	6,130	1,363
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,774	△6,032	11,899	△25,002	△56
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2	△5	△5	△6	△6
資金期末残高	21,571	21,536	39,925	21,048	22,348

(3) 保険勘定

(単位：百万円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経常収益	19,806	20,864	22,103	20,604	19,184
経常費用	20,947	21,042	21,240	21,314	22,638
経常利益又は経常損失※ ¹	△1,140	△177	863	△709	△3,454
臨時利益	1,251	24	757	4,789	3,748
臨時損失	-	-	-	-	96
当期総利益又は当期総損失	111	△152	1,621	4,079	197
資本金※ ²	-	-	-	-	-
純資産額※ ³	△2,816	△2,969	△1,347	2,731	2,929
総資産額	74,340	74,150	75,019	74,302	70,948
業務活動によるキャッシュ・フロー	△2,016	△1,129	△1,577	△2,238	△2,282
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,020	1,125	1,559	2,241	2,269
財務活動によるキャッシュ・フロー	△0	△1	△1	△1	△1
資金期末残高	60	55	36	37	23

(4) 年金担保貸付勘定

(単位：百万円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経常収益	1,688	1,345	1,158	1,085	1,167
経常費用	1,672	1,475	1,262	1,223	1,086
経常利益又は経常損失※ ¹	16	△130	△103	△138	81
臨時利益	6	-	3	1	26
当期総利益又は当期総損失	33	-	△20	-	116
資本金※ ²	-	-	-	-	-
純資産額※ ³	614	484	383	234	342
総資産額	92,661	70,530	57,876	51,863	47,175
業務活動によるキャッシュ・フロー	38,325	17,564	12,493	5,886	6,052
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,001	3,998	△10	△6	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△34,031	△21,923	△12,513	△5,854	△4,724
資金期末残高	725	363	332	358	1,684

(5) 労災年金担保貸付勘定

(単位：百万円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経常収益	24	19	17	16	19
経常費用	26	23	21	20	18
経常利益又は経常損失※ ¹	△1	△3	△3	△4	0
臨時利益	2	0	0	0	0
当期総利益又は当期総損失	1	-	-	-	1
資本金※ ²	4,397	4,397	4,397	3,666	3,114
純資産額※ ³	4,424	4,421	4,418	3,682	3,132
総資産額	4,478	4,470	4,465	3,719	3,166
業務活動によるキャッシュ・フロー	950	446	261	151	148
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,199	△0	△0	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△0	△0	△0	△731	△551
資金期末残高	2,391	2,838	3,100	2,520	2,117

(6) 承継債権管理回収勘定

(単位：百万円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経常収益	32,112	26,998	21,764	17,215	14,462
経常費用	2,208	1,869	1,666	1,625	1,407
経常利益又は経常損失※ ¹	29,904	25,129	20,097	15,590	13,055
臨時利益	7	217	782	426	426
当期総利益又は当期総損失	29,911	25,346	20,879	16,016	13,482
資本金※ ²	874,857	738,517	564,431	468,879	395,404
純資産額※ ³	904,769	763,864	585,311	484,896	408,886
総資産額	906,308	765,298	586,600	486,222	410,092
業務活動によるキャッシュ・フロー	△84,925	△6,301	△15,631	△21,711	△8,652
投資活動によるキャッシュ・フロー	139,498	△38,508	24,291	2,892	8,492
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2	△6	△6	△7	△7
資金期末残高	55,704	10,887	19,541	714	547

(7) 一時金支払等勘定

(単位：百万円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経常収益	-	-	-	-	1,652
経常費用	-	-	-	-	1,652
経常利益又は経常損失※ ¹	-	-	-	-	-
当期総利益又は当期総損失	-	-	-	-	-
資本金※ ²	-	-	-	-	-
純資産額※ ³	-	-	-	-	-
総資産額	-	-	-	-	10,251
業務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	-	10,250
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	-	△8,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	-	-
資金期末残高	-	-	-	-	2,049

※ 一時金支払等勘定については、平成 31 年 4 月 24 日付で勘定を設置しております。

(8) 補償金支払等勘定

(単位：百万円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経常収益	-	-	-	-	1,518
経常費用	-	-	-	-	1,518
経常利益又は経常損失※ ¹	-	-	-	-	-
当期総利益又は当期総損失	-	-	-	-	-
資本金※ ²	-	-	-	-	-
純資産額※ ³	-	-	-	-	-
総資産額	-	-	-	-	16,105
業務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	-	16,104
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	-	△14,100
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	-	-
資金期末残高	-	-	-	-	2,004

※ 補償金支払等勘定については、令和元年 11 月 22 日付で勘定を設置しております。

[指標等の説明]

※¹ 経常利益(経常損失)＝経常収益－経常費用

※² 資本金＝政府出資金

※³ 純資産額＝自己資本＝政府出資金＋剰余金（欠損金）

※⁴ 自己資本比率＝純資産／総資産×100

2. 沿革等

昭和	29 年	社会福祉事業振興会設立、福祉貸付事業開始
	35 年	医療金融公庫設立、医療貸付事業開始
	36 年	退職手当共済事業開始（社会福祉事業振興会）
	40 年	大阪支店を開設し、貸付業務開始（医療金融公庫）
	45 年	心身障害者扶養保険事業開始（社会福祉事業振興会）
	58 年	臨時行政調査会が「行政改革に関する第 5 次答申－最終答申－」のなかで 社会福祉事業振興会と医療金融公庫の統合を提言
	59 年	社会福祉・医療事業団法公布
	60 年	社会福祉・医療事業団発足（1 月 1 日） 貸付事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業等を承継 経営診断・指導事業を開始
	平成 元年	長寿社会福祉基金事業（現 社会福祉振興助成事業）として助成及び調査研究等事業開始※ ¹ 経営診断・指導事業として開業医承継支援事業開始※ ²
	2 年	福祉・保健情報サービス事業開始
平成	13 年	年金福祉事業団の解散に伴い、年金担保貸付事業を開始
	14 年	独立行政法人福祉医療機構法公布
	15 年	独立行政法人福祉医療機構発足（社会福祉・医療事業団解散）（10 月 1 日）
	16 年	労働福祉事業団の解散に伴い、労災年金担保貸付事業を開始
	18 年	年金資金運用基金の解散に伴い、承継年金住宅融資等債権管理回収業務、承継教育資金貸付け あっせん業務を開始※ ³
	31 年	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の成立に 伴い、一時金支払等業務を開始
	令和 元年	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の成立に伴い、補償金支払等業務 を開始

※¹ 本事業は、昭和 63 年度補正予算による政府からの出資金の運用益をもとに在宅介護を振興するための事業として実施。その後、社会福祉・医療事業団法の一部改正により、平成 2 年 8 月 1 日付で「長寿社会福祉基金」を創設。なお、平成 21 年度以前は、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益を用いて助成事業を実施していたが、平成 21 年 11 月の行政刷新会議の事業仕分けの評決結果及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、基金を国庫に返納し（平成 23 年 3 月全額国庫返納済）、新たに国からの補助金（社会福祉振興助成費補助金）の交付を受け、平成 22 年 4 月より社会福祉振興助成事業を実施しております。

※² 開業医承継支援事業は、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 18 年中に得る独立行政法人等の見直しについて」（平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定）に基づき、平成 20 年 3 月末をもって廃止しております。

※³ 承継教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、平成 20 年度から業務を休止し、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 114 号）の施行に伴い、平成 28 年度末をもって廃止しております。

（参考）最近の日本政府による主な福祉及び医療に関する政策について

平成 11 年	ゴールドプラン 21 策定（平成 12 年度～平成 16 年度） 新エンゼルプラン策定（平成 12 年度～平成 16 年度）
12 年	介護保険制度の実施 医療法改正
14 年	新障害者プラン策定（平成 15 年度～平成 19 年度）
16 年	子ども・子育て応援プラン策定（平成 17 年度～平成 21 年度）
18 年	医療法改正
22 年	子ども・子育てビジョン策定
25 年	待機児童解消加速化プラン策定（平成 25 年度～）
26 年	医療法改正
27 年	医療法改正
28 年	ニッポン一億総活躍プラン策定 社会福祉法改正（社会福祉法人のガバナンス強化等）
29 年	子育て安心プラン策定 医療法改正
30 年	医療法改正

注) 1. 社会福祉関連プラン

(1) ゴールドプラン21

平成 11 年度で終了した新ゴールドプランを引き継ぎ、在宅介護の充実に重点を置いた新しい高齢者保健福祉計画です。

(整備目標)	ホームヘルパー	350,000 人分
	特別養護老人ホーム	360,000 人分
	介護老人保健施設	297,000 人分

(2) 新障害者プラン

平成 14 年度で終了した障害者プランを引き継ぎ、平成 15 年度を初年度とする新障害者プランを新たに策定し、新障害者基本計画に掲げた「共生社会」の実現を目的として、障害のある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備等に取り組むものです。

(整備目標)	地域生活援助事業	30,400 人分
	福祉ホーム	5,200 人分
	通所授産施設	73,700 人分

(3) 子ども・子育て応援プラン

少子化社会対策大綱(平成 16 年 6 月 4 日閣議決定)の掲げる 4 つの重点課題(「若者の自立とたくましい子どもの育ち」「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」「子育ての新たな支え合いと連携」)に沿って平成 21 年度までに講ずる具体的な施策内容と目標を提示されたものです。

(施策目標)	保育所の受入れ児童数の拡大	215 万人
	延長保育の推進	16,200 ヶ所

(4) 子ども・子育てビジョン

「社会全体で子育てを支える」「希望がかなえられる」という 2 つの基本的考え方にに基づき、「子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ」「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ」「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ」「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ」を目指す社会への政策 4 本柱として、施策を推進していくものです。

(施策目標)	平日昼間の保育サービスの拡大	241 万人
	認定こども園の拡大	2,000 ヶ所以上
	放課後児童クラブの拡大	111 万人

(5) 待機児童解消加速化プラン

待機児童の解消に向け、平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じるものです。足下 2 年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」に分け、待機児童の解消を図ります。

(施策目標)	保育の受け皿を新たに整備(平成 26 年度まで)	約 20 万人分
	〃(平成 29 年度までの累計)	約 40 万人分

(6) ニッポン一億総活躍プラン

少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが生きがいを感じられる社会を創るため、「希望出生率 1.8」「介護離職ゼロ」「戦後最大の名目 GDP600 兆円」を目標として掲げ、その実現を図るための政策とスケジュールを示したものです。そのうち、保育サービスについては、待機児童解消加速化プランで掲げられた 40 万人分の保育の受け皿整備の更なる拡充、介護基盤についても現行の介護保険事業計画等における 38 万人分の整備加速化に加え、さらに 12 万人前倒し・上乗せすることにより、保育・介護の受け皿整備の推進が図られております。

(施策目標)	保育の受け皿整備の拡大(平成 29 年度まで)	約 50 万人分
	介護の受け皿整備の拡大(2020 年代初頭まで)	約 50 万人分

(7) 子育て安心プラン

「待機児童解消加速化プラン」を引き継ぎ、国として自治体を支援するため、平成 30 年度から平成 31 年度末までの 2 年間で待機児童の解消に必要な受け皿として、約 22 万人分の整備を行うものです。更に平成 34 年度末までの 5 年間で女性就業率 80%に対応できるように、プラス約 10 万人(合計約 32 万人)の受け皿を整備するものです(「新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)」において、2022 年度から 2 年前倒し、2020 年度までに整備することとされています。)

	保育の受け皿整備の拡大(2019 年度末まで)	約 22 万人分
更なる	〃(2020 年度末までの累計)	約 32 万人分

2. 医療法改正関係

(1) 医療法改正（平成 12 年度～）

高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化などを踏まえ、良質な医療を効率的に提供する体制を確立するため、入院医療を提供する体制の整備、医療における情報提供の推進及び医療従事者の資質の向上を図ることを目的としております。主な改正内容として、新たな病床区分の整備、適正な入院医療の確保、広告規制の緩和などがあります。

(2) 医療法改正（平成 18 年度～）

医療を取り巻く環境の変化に対応するため、国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制を確立するため、患者の視点に立った制度全般にわたる改革を行うことを目的としております。主な改正内容としては、医療計画制度の拡充・強化等を通じた医療提供体制の確保の推進、地域における医療従事者の確保の推進、非営利性の強化等医療法人に関する制度の見直しなどがあります。

(3) 医療法改正（平成 26 年度～）

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、介護保険法等の関係法律とともに一括で改正されました。主な改正内容としては、病床機能報告制度の運用及び地域医療構想の策定による病床の機能の分化及び地域連携の推進のほか、医療従事者等の確保、医療の安全の確保のための措置、医療法人の合併、持分なし医療法人への移行計画の認定制度などがあります。

(4) 医療法改正（平成 27 年度～）

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進することを目的として、平成 28 年 9 月及び平成 29 年 4 月より段階的に施行されております。主な改正内容としては、地域医療連携推進法人制度の創設、医療法人制度の見直し（医療法人の経営の透明性の確保及びガバナンスの強化、医療法人の分割、社会医療法人の認定）などがあります。

(5) 医療法改正（平成 29 年度～）

安全で適切な医療提供の確保を推進するため、特定機能病院におけるガバナンス体制の強化、持分なし医療法人への移行計画認定制度の延長などがあります。

(6) 医療法改正（平成 30 年度～）

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定などがあります。

3. 事業の内容

(1) 当機構の設立の目的及び経緯について

当機構は、機構法に基づき設立された独立行政法人です。

当機構は、社会福祉事業振興会（昭和 29 年、社会福祉法人に対し社会福祉事業施設の経営に必要な資金を融通し、その他社会福祉事業に関し必要な助成を行い、もって社会福祉事業の振興を図ることを目的として設立）と、医療金融公庫（昭和 35 年、国民の健康な生活を確保するに足る医療の適正な普及向上に資するため、私立の病院、診療所等の設置及びその機能の向上に必要な長期かつ低利の資金であって一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的として設立）が昭和 60 年 1 月に統合された社会福祉・医療事業団の業務を承継する独立行政法人として、平成 15 年 10 月 1 日に設立されました。

当機構の目的は、機構法第 3 条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、当機構は上記の他、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的としております。

このため、福祉医療の分野では、国及び地方公共団体において、社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築など、社会保障を支える福祉医療の基盤作り等、国の施策※と連携し多岐にわたる事業を展開しております。

なお、業務の特例として、機構法附則第 5 条の 2 に基づき、従来、年金資金運用基金が実施していた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を平成 18 年 4 月 1 日より承継して行うとともに、同法附則第 5 条の 3 に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律による一時金支払等業務を平成 31 年 4 月 24 日より、同法附則第 5 条の 5 に基づき、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律による補償金支払等業務を令和元年 11 月 22 日より行っております。

※ 施策内容の詳細については本説明書 6～8 ページをご参照ください。

(2) 経営理念について

当機構では、平成 20 年 10 月の独立行政法人創立 5 周年を機に、「民間活動応援宣言」と題して、福祉医療機構の目指すべき方向性を明確にした経営理念を策定しております。

当機構の使命は、地域の福祉と医療の向上を目指して、福祉と医療の民間活動を応援していくことです。このため、当機構においては、この「民間活動応援宣言」に基づき、お客さま目線を第一に公共性、透明性に加えて自主性を意識した業務運営に努めているところであり、当機構の持つ総合力を発揮し、福祉と医療の連携を支援するため、当年度においても引き続き、「専門性の向上」や「業務間の連携強化」といった取組みを実施しているところです。

私どもは、福祉と医療の一体的な商品・サービスの提供を通じて、また、福祉と医療の専門店として専門性を磨き、民間活動を応援していきます。

今後とも当機構が国民のみなさまにとって身近で信頼され続ける組織となるよう、お客さま目線に立って自己改革に取り組みますとともに、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、役職員一丸となり努めていく所存です。

福祉医療機構 民間活動応援宣言

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。

1. 民間では対応が困難な政策金融やNPOへの助成などにより、福祉と医療の向上を目指します。
2. 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高め、福祉と医療の向上を目指します。
3. 機構の持つ総合力を発揮し、福祉と医療の連携を支援します。
4. 公共性、透明性及び自主性を発揮し、コンプライアンスを徹底することにより、健全性を確保します。
5. コスト意識を徹底し、効率的な業務運営を行います。
6. 強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求します。

(3) 資本金の構成

当機構の資本金は、政府が全額出資しております。各勘定の構成については、以下のとおりとなっております。

(令和2年3月31日現在)

一般勘定	21,787 百万円
共済勘定※ ¹	－百万円
保険勘定※ ¹	－百万円
年金担保貸付勘定※ ¹	－百万円
労災年金担保貸付勘定※ ²	3,114 百万円
承継債権管理回収勘定※ ³	395,404 百万円
一時金支払等勘定※ ¹	－百万円
補償金支払等勘定※ ¹	－百万円
資本金（政府出資金）合計	420,307 百万円

※1 共済勘定、保険勘定、年金担保貸付勘定、一時金支払等勘定及び補償金支払等勘定については、政府からの出資を受けていないため資本金残高はありません。

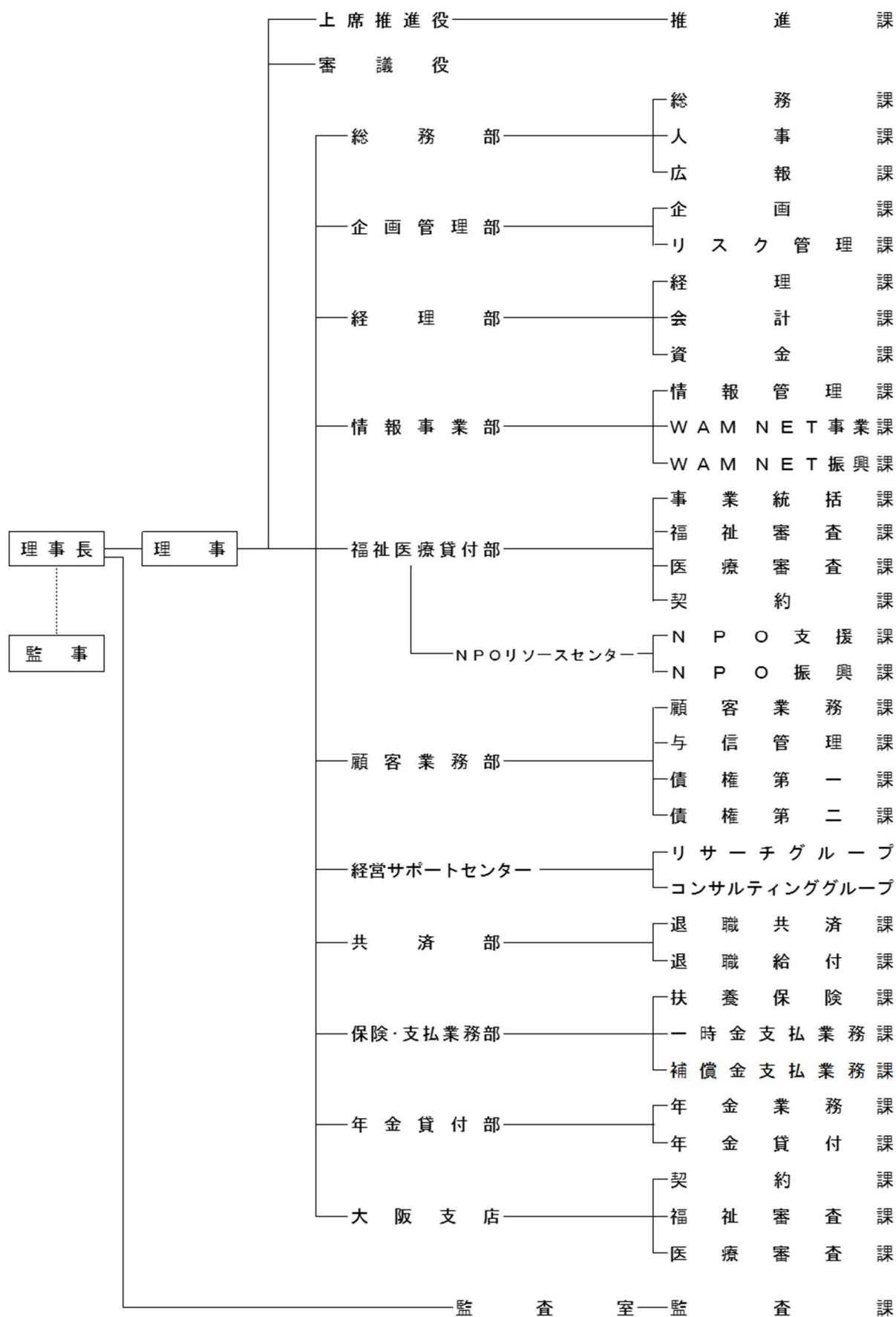
※2 労災年金担保貸付勘定については、平成30年10月30日付会計検査院からの意見表示を踏まえ、当該事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を厚生労働省と検討したうえ、当該事業に係る政府出資金相当額の一部について、将来にわたり事業を確実に実施するうえで必要がなくなったと判断し、令和元年12月16日に国庫納付するとともに、同日付で政府出資金を551百万円減少させております。

※3 承継債権管理回収勘定における政府出資金については、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）附則第3条第1項の規定に基づき、平成18年4月1日に承継された年金住宅融資等の貸付債権額見合いとして出資されております。

また、回収された元金を国庫に納付すること等に伴い、政府出資金は機構法に基づき減額することとなっております。

なお、令和元年度においては、元金及び積立金の合計89,491百万円を国庫納付し、このうち元金見合い分の73,475百万円について政府出資金を減少させております。

(4) 組織図（令和2年11月27日現在）



(5) 日本政府との関係について

① 主務大臣について

当機構の主務大臣は、機構法第 28 条により厚生労働大臣とされており、厚生労働大臣は、通則法及び機構法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可、財務諸表の承認等を行っております。

② 役員について

当機構を代表する理事長及び業務を監査する監事については、通則法第 20 条により厚生労働大臣が任命し、理事については理事長が任命しております。なお、通則法第 23 条により、厚生労働大臣は、理事長及び監事を解任することができるとしております。

③ 業務運営について

(ア) 業務方法書

通則法第 28 条により、当機構は、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならないとされております。なお、これを変更しようとするときも同様とされております。

(イ) 中期目標

通則法第 29 条により、厚生労働大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を総務省に設置された独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いたうえで定め、指示するとともに公表しなければならないとされております。これを変更したときも同様とされております。

(ウ) 中期計画

当機構は、通則法第 30 条により、厚生労働大臣より指示された中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、公表しなければならないこととなっております。これを変更しようとするときも同様とされております。

(エ) 年度計画

当機構は、通則法第 31 条により、毎事業年度の開始前に、厚生労働大臣より認可を受けた中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされております。これを変更したときも同様とされております。

(オ) 評価等

- 当機構は、通則法第 32 条により、各事業年度における業務の実績について、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を厚生労働大臣に提出し、評価を受けなければならないとされております。また、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績及び中期目標の期間終了時の中期目標期間における業務の実績についても厚生労働大臣の評価を受けなければならないとされております。このうち、中期目標の期間終了時に見込まれる業務の実績について、厚生労働大臣は、委員会に評価の結果を通知しなければならないとされており、委員会は、通知された評価の結果について必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を述べなければならないとされております。
- 通則法第 35 条により厚生労働大臣は、中期目標の期間終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときには、中期目標の期間の終了時まで、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その検討結果に基づき、所要の措置を講じ、委員会に通知するとともに公表しなければならないとされております。また、委員会は、主要な事務及び事業の改廃に関し、厚生労働大臣に勧告することができ、その内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならないとされております。
- 当機構の「令和元年度業務実績の評価結果」（令和 2 年 9 月 17 日付）については、本説明書 62 ページの「発行者情報の部 第 2 事業の状況 6. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (6) 令和元年度業務実績の大臣評価について」をご参照ください。

④ 財務及び会計について

(ア) 財務諸表等

通則法第 38 条第 1 項により、当機構は毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされております。

(イ) 会計監査人の監査

通則法第 39 条により、当機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならないとされております。なお、通則法第 40 条により、会計監査人は、厚生労働大臣が選任することとされております。

(ウ) 長期借入金及び債券

機構法第 17 条第 1 項に掲げる業務に必要な費用に充てるため、当機構は厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人福祉医療機構債券を発行することができるとされております。

(6) 民間金融機関との関係について

① 代理貸付制度について

当機構の福祉貸付事業及び医療貸付事業は、各資金を利用される方の利便の向上を図るため、機構法第 14 条により、都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合等にその業務の一部を委託しております。

当該事業における代理貸付の範囲につきましては、福祉貸付では、「在宅サービス事業及び営利法人等が行う老人デイサービスセンター等で借入申込金額が 3 億 5 千万円以下のもの」が対象となります。また、医療貸付では、「病院」（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県においては、借入申込金額が 3 億 5 千万円以下のもの）及び「診療所」等が主な対象となります。

なお、受託金融機関は、委託された業務について、業務方法書第 54 条に基づく責務をもって処理しなければならないとされております。

一方、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業におきましては、この資金を利用される方の利便の向上を図るため、すべて代理貸付方式を採用しており、機構法第 14 条により、都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合等にその業務の一部を委託しております。

なお、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業における受託金融機関の元利金回収に係る保証責任はありません。

また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務においても、機構法附則第 5 条の 2 第 13 項の規定により読み替えて適用する機構法第 14 条の規定により、都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合等にその業務の一部を委託しております。

② 民間金融機関との連携について

福祉医療貸付事業においては、福祉医療政策の実現のため、政策と密接に連携した融資を行っているところですが、増大する福祉医療ニーズに対応するためには民間金融機関の支援が不可欠であり、民業補完の立場から民間金融機関との協調融資の推進に取り組んでおります。

福祉貸付においては、平成 17 年度より、介護関連施設等の整備に係る資金需要に対応して、資金調達が円滑に行えるように、当機構と民間金融機関が連携して融資が行えるような仕組み（協調融資制度）を構築し、さらに、平成 20 年度より同制度の対象を社会福祉施設全般に拡大しております。また、医療貸付についても、従来から民間金融機関との併せ貸しを前提としており、平成 27 年度からは協調融資制度の対象範囲を医療貸付事業に拡充し、福祉医療貸付事業全体ですべての貸付先が同制度の対象となり、民間金融機関との連携、円滑な資金調達をさらに推進しております。

第 4 期中期目標期間（平成 30 年度～令和 4 年度）においては、より一層の民間資金の活用を促すべく、中期目標及び中期計画に掲げ、協調融資の普及に努めることとしております。第 4 期中期目標及び中期計画の内容は本説明書 420～460 ページの「発行者情報の部 第 6 発行者の参考情報 1. 独立行政法人福祉医療機構中期目標（第 4 期）（全文）及び同 2. 独立行政法人福祉医療機構中期計画（第 4 期）（全文）」をご参照ください。

なお、年金担保貸付及び労災年金担保貸付において、年金受給権を担保に提供することについては、年金法上禁止されておりますが、唯一例外的に当機構が行うことが認められていることから、民間金融機関と競合することはありません。

(7) 当機構の業務内容について

国の福祉政策及び医療政策を実現するため、国の指揮・監督のもと、国と連携して貸付事業、助成事業、その他の事業等を公正かつ総合的に実施する必要があることから、当機構は、機構法第12条及び附則第5条の2に基づき、以下の業務を行っております。

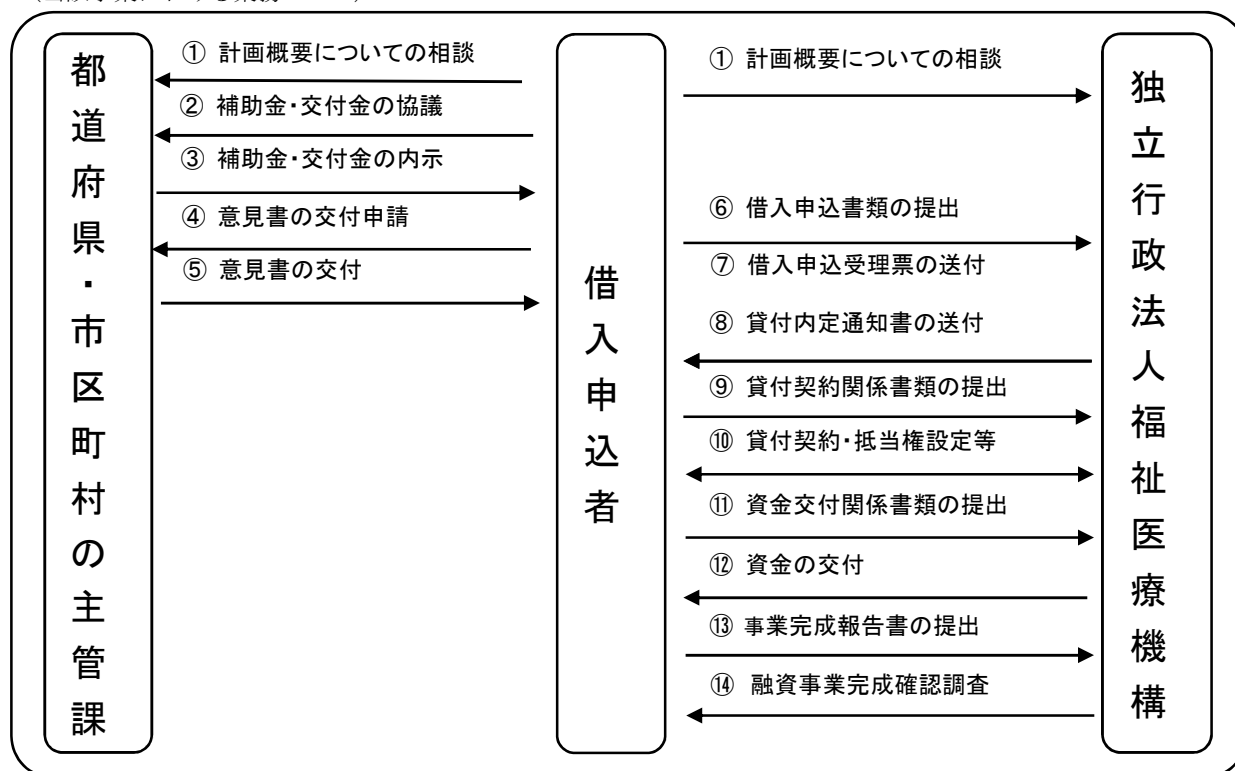
なお、各勘定の具体的な業務内容は以下のとおりです。

① 一般勘定

(ア) 福祉医療貸付事業（福祉貸付）

少子・高齢化が急速に進行する中で、社会保障の基盤を揺ぎないものとしていく必要があるため、国及び地方公共団体においては、社会福祉施設の計画的整備等の施策を推進するため、整備費の一部を補助しているところであり、当機構では、こうした施策と連携し基盤整備を進めるため社会福祉施設等の設置・整備に必要な融資を行っております。

(当該事業における業務フロー)



(貸付の概要)

○ 貸付の対象

業務方法書第4条により、貸付対象施設及び貸付の相手方が規定されております。主なものは、特別養護老人ホーム・ケアハウス・老人デイサービスセンターなどの老人福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害福祉サービス事業を行う施設などの障害者総合支援法関連施設、保育所・児童養護施設などの児童福祉施設、有料老人ホーム・在宅サービス事業などのシルバーサービス事業等で、また貸付けを受けられる方は、社会福祉法人、日本赤十字社、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、特定非営利活動法人、その他営利法人などです。

○ 貸付金の使途

貸付金の使途は、業務方法書第6条により以下のとおりとなっております。

(設置・整備資金)

建築資金（新築、改築、拡張、改造・修理、購入、賃借に必要な資金）、設備備品整備資金（機械器具、備品の整備資金）、土地取得資金

(経営資金)

施設又は事業の経営に必要な資金

<貸付金残高の年次推移－貸付金の使途別>

(単位：件、百万円)

区分	平成 27 年度末		平成 28 年度末		平成 29 年度末		平成 30 年度末		令和元年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
設置・整備資金	17,055	1,950,522	17,203	1,996,805	17,426	2,089,223	17,305	2,100,639	17,186	2,081,594
経営資金	68	1,345	58	1,025	45	897	44	773	48	895
合 計	17,123	1,951,868	17,261	1,997,831	17,471	2,090,120	17,349	2,101,412	17,234	2,082,489

○ 利 率

- ・当該業務においては、業務方法書第7条に基づき厚生労働大臣が別に定めるところにより理事長が定めている利率により利息を徴収しております。
- ・利率は、金融情勢によって変わりますが、貸付契約締結時の利率が適用されます。令和2年11月2日現在の利率は、以下のとおりとなっております。なお、償還期間が10年を超える場合には、①償還期限まで固定する方法（固定金利制度）又は②10年経過時点で利率を見直す方法（10年経過毎金利見直し制度）のいずれかを選択します。

<施設種類・資金種類別の主な貸付利率>

令和2年11月2日現在

施 設 の 種 類	資 金 の 種 類	利率①	利率②
社会福祉事業施設 (除く介護関連施設)	建築資金 設備備品整備資金 土地取得資金	〔年 0.50%〕 〔年 0.60%〕	〔年 0.230%〕 〔年 0.230%〕
介護関連施設	建築資金 設備備品整備資金 土地取得資金	〔年 0.60%〕 〔年 0.70%〕	〔年 0.330%〕 〔年 0.330%〕
養成施設	建築資金 設備備品整備資金 土地取得資金	年 0.70%	年 0.430%
有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 在宅サービス事業 営利法人等が行う 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 認知症対応型老人共同生活援助事業 小規模多機能型居宅介護事業 複合型サービス福祉事業	建築資金 設備備品整備資金 土地取得資金	年 1.00%	年 0.730%
認可を目指す認可外保育施設・ 企業主導型保育事業	建築資金 設備備品整備資金 土地取得資金	年 0.50%	年 0.230%
社会福祉事業施設・介護関連施設・ 在宅サービス事業等	経営資金	年 0.802%	—

※ 介護関連施設に含まれる施設

特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス）・老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・複合型サービス福祉事業・認知症対応型老人共同生活援助事業・小規模多機能型居宅介護事業・老人介護支援センター

注1) 利率①は、償還期間 19 年超 20 年以内の貸付に固定金利制度を利用した場合における貸付利率、利率②は、償還期間 19 年超 20 年以内の貸付に 10 年経過毎金利見直し制度を利用した場合における当初 10 年間の貸付利率です。

注2) 利率①及び②欄の〔 〕は、上段が償還期間 19 年超 20 年以内の貸付利率、下段が償還期間 29 年超 30 年以内の貸付利率です。

注3) 利率②欄の「—」については、償還期間が 10 年未満のため、10 年経過毎金利設定見直し制度は適用されません。

- 無利子貸付
業務方法書第8条から第13条に規定される社会福祉施設等の整備に係る貸付金については、全期間無利子とされております。
- 貸付金の限度額
業務方法書第17条により、貸付金の限度額は、貸付対象施設により所要資金に70%～100%を乗じた金額を限度とされております。
- 償還期間及び据置期間
貸付金の償還期間は、業務方法書第16条第1項において、貸付対象や資金の種類等により規定されております（設置・整備資金：30年以内、経営資金：1年以上5年以内）。また、同条第2項において据置期間が設けられております（設置・整備資金：3年以内、経営資金：6月以内）。
- 担保
業務方法書第19条により、担保は原則として徴求するものとされております。
- 保証人
業務方法書第20条により、保証人は必要に応じて立てさせるものとされております。
平成22年度より、貸付金利に一定利率（令和2年度時点：0.15%）を上乗せすることで保証人を不要とする貸付制度（保証人不要制度）を導入しております。
- 都道府県知事等の意見
業務方法書第21条により、当該貸付に当たっては、原則として貸付けに係る社会福祉事業施設等を管轄する都道府県知事又は市町村（特別区を含む。）の長の意見を求めるものとしております。
- 業務の委託
機構法第14条により、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し当該業務の一部を委託しております。
なお、参考までに当機構における当該貸付業務の令和元年度末残高は、5,305百万円となっており、総貸付残高に占める代理貸付の割合は、0.25%となっております。

< 貸付金残高の年次推移－施設種類別 >

（単位：件、百万円、%）

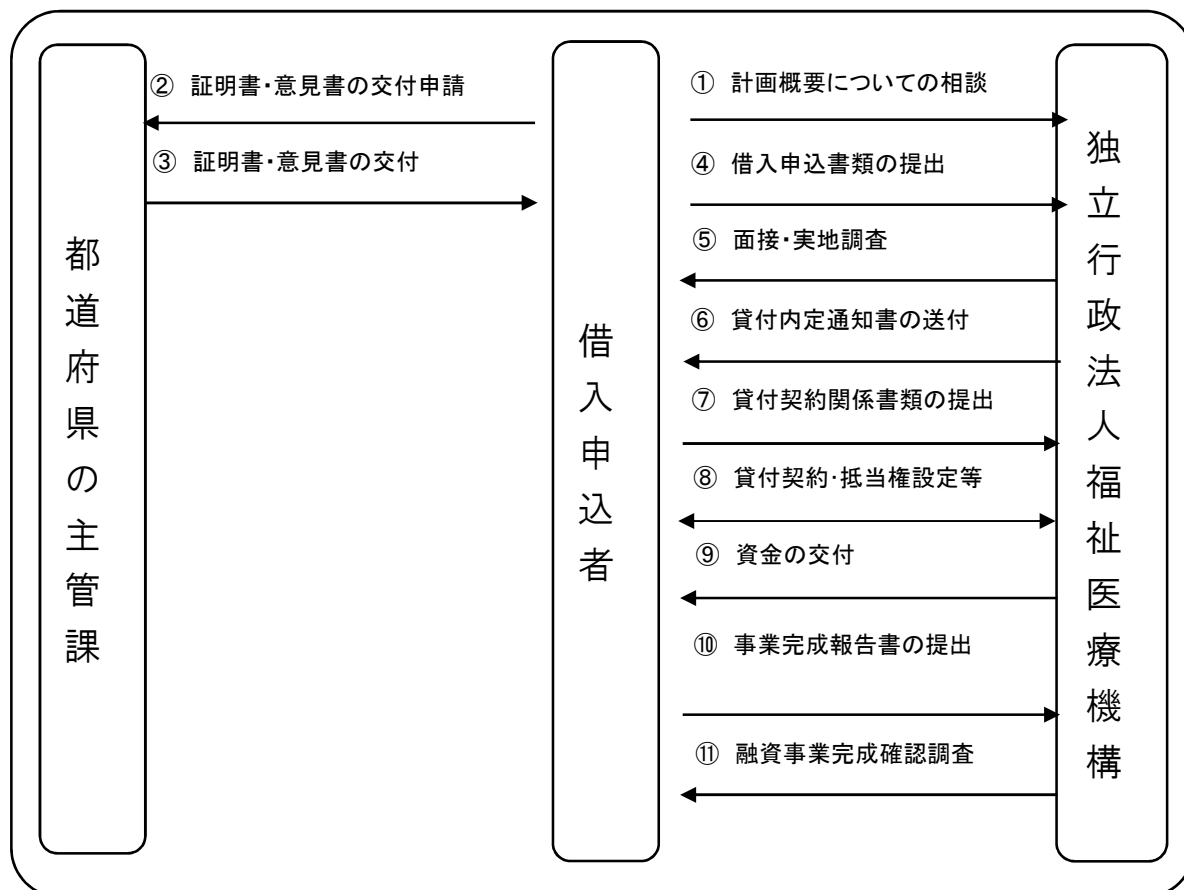
区分	平成 27 年度末			平成 28 年度末			平成 29 年度末			平成 30 年度末			令和元年度末		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
老人福祉施設	8,138	1,544,451	79.1	7,979	1,560,282	78.1	7,904	1,626,312	77.8	7,637	1,620,885	77.1	7,280	1,578,121	75.8
知的障害者援護施設	1,018	19,539	1.0	912	15,586	0.8	805	12,162	0.6	681	9,320	0.4	582	6,884	0.3
児童福祉施設	5,789	272,556	14.0	6,085	297,312	14.9	6,360	319,850	15.3	6,516	335,131	15.9	6,762	355,094	17.1
身体障害者更生援護施設	333	10,628	0.5	292	8,643	0.4	251	6,903	0.3	227	5,429	0.3	190	3,878	0.2
その他※	1,845	104,692	5.4	1,993	116,007	5.8	2,151	124,891	6.0	2,288	130,646	6.3	2,420	138,510	6.7
合 計	17,123	1,951,868	100.0	17,261	1,997,831	100.0	17,471	2,090,120	100.0	17,349	2,101,412	100.0	17,234	2,082,489	100.0
1件当りの平均貸付額	(113 百万円)			(115 百万円)			(119 百万円)			(121 百万円)			(120 百万円)		

※ その他……障害福祉サービス事業、社会福祉法に規定するその他の施設、在宅サービス事業等

(イ) 福祉医療貸付事業（医療貸付）

当該事業は、国が進める質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築等の施策と連携し、医療分野の基盤整備を進めるため、医療施設の設置・整備又は経営に必要な資金の融資を行っております。

（当該業務における業務フロー）



（貸付の概要）

○ 貸付の対象

業務方法書第22条により、貸付対象施設等及び貸付の相手方が規定されております。貸付対象施設等は、病院、診療所（一般診療所・歯科診療所）、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業で、また貸付を受けられる方は、個人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、一部の学校法人などです。

○ 貸付金の使途

貸付金の使途は、業務方法書第23条により以下のとおりとなっております。

（設置・整備資金）

建築資金（新築、増改築、移転、購入、賃借などに必要な資金及び土地取得資金）

機械購入資金（医療機械器具、備品などの購入に必要な資金）

指定訪問看護事業に係る設置・整備資金

（長期運転資金）

新設等に伴い必要な資金

経営の安定化を図るために必要な資金など

<貸付金残高の年次推移－貸付金の使途別>

(単位：件、百万円)

区分	平成 27 年度末		平成 28 年度末		平成 29 年度末		平成 30 年度末		令和元年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
設置・整備資金	5,036	1,512,812	4,728	1,469,294	4,464	1,421,804	4,113	1,333,708	3,729	1,322,575
長期運転資金	1,061	29,154	678	21,512	582	16,176	500	10,814	389	7,345
合 計	6,097	1,541,966	5,406	1,490,806	5,046	1,437,981	4,613	1,344,522	4,118	1,329,921

○ 利 率

- ・当該業務においては、業務方法書第24条に基づき厚生労働大臣が別に定めるところにより理事長が定める利率により利息を徴収しております。
- ・利率は、金融情勢によって変わりますが、貸付契約締結時の利率が適用されます。令和2年11月2日現在の利率は、以下のとおりとなっております。なお、償還期間が10年を超える場合には、①償還期限まで固定する方法（固定金利制度）又は②10年経過時点で利率を見直す方法（10年経過毎金利見直し制度）のいずれかを選択します。

<施設種類・資金種類別の主な貸付利率>

令和2年11月2日現在

施設の種類の種類	資金の種類	利率①	利率②
病院	新築資金	〔年 0.50%〕 〔年 0.60%〕	〔年 0.230%〕 〔年 0.230%〕
	増改築資金		
	甲種	〔年 1.00%〕 〔年 1.10%〕	〔年 0.730%〕 〔年 0.730%〕
	乙種		
診療所	新築資金	年 0.50%	年 0.230%
	増改築資金		
	甲種	年 1.00%	年 0.730%
	乙種		
介護老人保健施設 介護医療院	新築資金及び増改築資金	〔年 0.60%〕 〔年 0.70%〕	〔年 0.330%〕 〔年 0.330%〕
助産所 医療従事者養成施設	新築資金及び増改築資金	年 1.00%	年 0.730%
指定訪問看護事業	設置・整備資金	年 0.708%	—
全施設・事業	機械購入資金	年 1.002%	—
	長期運転資金	年 0.802%	—

- 注 1) 利率①は、償還期間 19 年超 20 年以内の貸付に固定金利制度を利用した場合における貸付利率、利率②は、償還期間 19 年超 20 年以内の貸付に 10 年経過毎金利見直し制度を利用した場合における当初 10 年間の貸付利率です。指定訪問看護事業は償還期間 7 年以内です。
- 注 2) 利率①及び②欄の〔 〕は、上段が償還期間 19 年超 20 年以内の貸付利率、下段が償還期間 29 年超 30 年以内の貸付利率です。
- 注 3) 利率②欄の「—」については、償還期間が 10 年未満のため、10 年経過毎金利設定見直し制度は適用されません。

○ 貸付金の限度

業務方法書第26条において、貸付対象施設や資金の種類により貸付金の限度額が規定されております。

・ 建築資金

所要資金に融資率（融資対象施設により60%～90%）を乗じて算出した額／限度額：最大12億円※

・ 機械購入資金

購入価格に融資率（融資対象施設により70%～90%）を乗じて算出した額／限度額：最大7億2,000万円※

・ 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金

所要資金に融資率（80%）を乗じて算出した額／限度額：500万円

・ 長期運転資金（新設（新築資金）に伴い必要な場合）

所要資金に融資率（融資対象施設により70%～90%）を乗じて算出した額／限度額：最大1,500万円※
 ・経営安定化資金（病院、介護老人保健施設及び診療所に限ります）
 所要資金／限度額：病院、介護老人保健施設 最大1億円、診療所 最大4,000万円
 ※ 融資対象施設や条件によって異なります。

○ 償還期間及び据置期間

貸付金の償還期間は、業務方法書第25条において、貸付対象や資金の種類により規定されております（建築資金：30年以内、機械購入資金：5年以内、長期運転資金：1年以上3年以内）。また、据置期間が設けられております（建築資金：3年以内、機械購入資金及び長期運転資金：6月以内）。

※ 融資対象施設や条件によって異なります。

○ 担保

業務方法書第29条により、担保は原則として徴求するものとされております。

○ 保証人

業務方法書第29条により、保証人は必要に応じて立てさせるものとされております。

平成22年度より、貸付金利に一定利率（令和2年度時点：0.05%）を上乗せすることで保証人を不要とする貸付制度（保証人不要制度）を導入しております。

○ 都道府県知事の証明書・意見書

当該貸付に当たっては、貸付に係る医療関連施設等を管轄する都道府県主管課の証明書、意見書を求めるものとしております。

○ 業務の委託

機構法第14条により厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し当該業務の一部を委託することができます。なお、参考までに当機構における当該貸付業務の令和元年度末残高は、24,216百万円となっており、総貸付残高に占める代理貸付の割合は、1.82%となっております。

<貸付金残高の年次推移－施設種類別>

（単位：件、百万円、%）

区分	平成27年度末			平成28年度末			平成29年度末			平成30年度末			令和元年度末		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
病院	2,037	1,047,573	67.9	1,926	1,042,358	69.9	1,860	1,022,313	71.1	1,735	962,852	71.6	1,509	976,102	73.4
診療所	2,399	42,938	2.8	1,928	36,786	2.5	1,678	32,818	2.3	1,441	29,492	2.2	1,230	28,612	2.2
介護老人保健施設	1,609	447,932	29.1	1,510	408,075	27.4	1,465	379,708	26.4	1,399	349,291	26.0	1,345	321,642	24.2
その他※	52	3,523	0.2	42	3,585	0.2	43	3,141	0.2	38	2,887	0.2	34	3,564	0.2
合 計	6,097	1,541,966	100.0	5,406	1,490,806	100.0	5,046	1,437,981	100.0	4,613	1,344,522	100.0	4,118	1,329,921	100.0
1件当りの平均貸付額	(252 百万円)			(275 百万円)			(284 百万円)			(291 百万円)			(322 百万円)		

※ その他……医療従事者養成施設等

（ウ）経営サポート事業

社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、その経営を支援するため、社会福祉事業施設又は病院等の経営の支援を行っており、セミナーと個別施設を対象とした経営診断・コンサルティングを実施しております。

令和元年度においては、375施設の経営診断と、セミナーを18回（参加者3,496人）実施しております。

（エ）福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）

当機構では、国や地方公共団体をはじめ、福祉、保健、医療に係る民間団体等が利用できる共通のネットワークシステム（WAM NET）を整備し、関係機関との情報の連携、共有化を図りながら、福祉・保健・医療関連の情報をインターネットを利用することで、広く一般に提供しております。

当該事業により開設している Web サイトの令和元年度の利用状況は、ヒット数が月平均約 1,316 万件となっております。

（オ）社会福祉振興助成事業

平成21年度以前は、政府出資による長寿・子育て・障害者基金の運用益を助成財源とした「長寿・子育て・障害者基金事業」を実施しておりましたが、平成22年度より国庫補助金である社会福祉振興助成費補助金を助成財源とした「社会福祉振興助成事業」となり、政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO やボランティア

団体が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行っております。

なお、当該助成を適正に行うため、業務方法書第 33 条第 1 項から第 4 項に基づき、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会を設置し、助成対象の採択を諮る他、理事長の諮問により助成に係る重要事項を調査審議することとされております。

また、平成 29 年 10 月からは、子供の未来応援国民運動推進事務局の一員として、内閣府、文部科学省、厚生労働省とともに、子供の貧困対策の推進（子供の未来応援基金による NPO 等への支援）に取り組んでおります。

＜助成事業等の実施推移＞

（単位：件、百万円）

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	件数	助成金額	件数	助成金額	件数	助成金額	件数	助成金額	件数	助成金額
助成事業	164	701	126	607	153	607	160	607	136	607

② 共済勘定（退職手当共済事業）

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和 36 年法律第 155 号）の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設、特定介護保険施設及び申出施設等[※]に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を行っております。

社会福祉施設等職員に係る退職手当金の支給に充てる財源は、共済契約者（経営者）が負担する掛金と、国及び都道府県の補助金によって賄われております。

なお、当該共済事業において共済契約者が納付する掛金は、毎年度、厚生労働省告示をもって定められております。

※ 申出施設等……共済契約者である社会福祉法人が経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設・事業であって、退職手当共済制度の対象とするため当機構に申し出、その承諾を得たもの。

③ 保険勘定（心身障害者扶養保険事業）

都道府県等が実施している心身障害者扶養共済制度によって、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を当機構が保険する事業です。

心身障害者扶養共済制度とは、障害のある方の保護者が掛金を納付することにより、保護者が万一死亡したときに、その扶養する障害のある方に終身一定の年金を支給するものです。

また、保険加入者が納付する掛金、年金支給額及び弔慰金支給額は、国が示す条例準則に従って、各地方公共団体が条例により規定しております。

この制度は、障害のある方の将来に対する保護者の不安を軽減し、障害のある方が安定した生活を送り、福祉の増進が図られることを目的としたもので、親たちの自らの連帯と相互扶助の精神を基調として生まれたものです。

④ 年金担保貸付勘定（年金担保貸付事業）

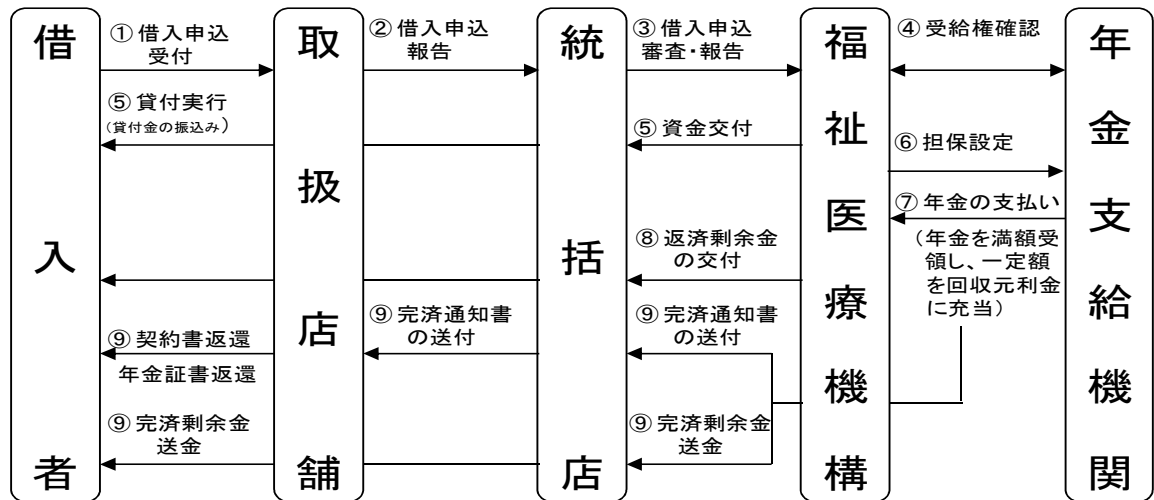
当該事業は、年金受給者の自立の促進と福祉の増進を図ることを目的として、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）又は国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として保健・医療、介護・福祉、住宅改修等、冠婚葬祭などに必要な小口の資金の貸付けを行っております。これら厚生年金保険法又は国民年金法においては、年金受給者を保護する観点から、当該受給権を担保に供することを禁止しております。その唯一の例外として当機構は、年金担保貸付事業を行っております。

当該事業は、平成 13 年 4 月 1 日をもって、年金福祉事業団が解散したことに伴い、これまで年金福祉事業団が行っていた年金担保貸付事業を社会福祉・医療事業団が承継し、現在は当機構が行っております。

なお、平成 22 年 12 月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、十分な代替措置を講じた上で事業を廃止すると示されており、当面の措置として現行制度における事業規模の縮減方針を策定し、貸付限度額の引下げ（年間の年金支給額の 1.2 倍以内→1.0 倍以内→0.8 倍以内）、返済額の上限の設定（1 回の年金支給額の範囲→1 回の年金支給額の 1/2 以下→1 回の年金支給額の 1/3 以下）などの取扱変更を平成 23 年 12 月及び平成 26 年 12 月に実施しております。

また、令和 2 年 5 月に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 40 号）において「事業廃止」が決定され、令和 3 年度末に新規貸付の申込受付を終了することとされております。

(当該事業における業務フロー)



(貸付の概要)

○ 貸付の対象

業務方法書第 44 条により、厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金（老齢福祉年金を除く。）受給権者であり、現に年金の支給を受けている者（生活保護受給者及び年金担保融資（労災年金担保融資を含む。）を利用中に生活保護を受給し、保護廃止後 5 年を経過していない者を除く。）とされております。

○ 貸付金の使途

「保健・医療」、「介護・福祉」、「住宅改修等」、「教育」、「冠婚葬祭」、「事業維持」、「債務等の一括整理」、「生活必需物品の購入」となります。

○ 利率

業務方法書第 45 条に基づいて、理事長の定める利率により、利息を徴収しております。

なお、利率は金利情勢等によって変わりますが、令和 2 年 11 月 27 日現在、その利率は、2.80%となっております。当該貸付金利の適用は取扱店舗において借入申込書を受理した日とされております。

○ 償還期間

業務方法書第 46 条により、4 年以内（借入額と年金額及び返済額により決まる）と定められております。

○ 貸付金の限度額

業務方法書第 47 条により、年金額の年額の 0.8 倍の範囲内であり、最低 10 万円から最高 200 万円までとされております。なお、「生活必需物品の購入に必要な資金」については最高 80 万円となります。

○ 担保及び償還の方法

業務方法書第 48 条により、貸付金の償還は、原則として担保（年金受給権）に供された年金の支払をもって充てるものとされております（ただし、支払期月である偶数月に支給された年金に限るものとし、支給額の 1/3 以下とする。）。

○ 保証人

業務方法書第 49 条により、保証人は必要に応じて立てさせるものとされております。

なお、当該貸付においては、公益財団法人年金融資福祉サービス協会の信用保証制度を利用することができます。

※ 公益財団法人年金融資福祉サービス協会

厚生労働省所管の公益法人であり、年金受給権を担保とする小口資金融資に係る年金受給者の債務の保証、被保険者住宅資金貸付に係る事業主の債務の引受等に関する事業を行うことにより、年金住宅融資制度の円滑な運営と被保険者の福祉の増進を図ることを目的に設立されております。

○ 業務の委託

機構法第 14 条により、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し当該業務の一部を委託しております。当該貸付業務は、民間金融機関の取扱店舗を通じて行われております。

なお、当該貸付における受託金融機関の元金回収に係る保証責任はありません。

<年金担保貸付実績の推移>

(単位：件、百万円、%)

資金使途		平成 26 年度 (H26. 4-H26. 12)	平成 26 年度 (H27. 1-H27. 3)	平成 27 年度
保健・医療	件 数	17,059	3,682	13,433
	構成比	15.6	14.0	13.2
	金 額	10,625	1,638	6,221
	構成比	13.6	11.6	11.1
介護・福祉	件 数	4,318	451	1,639
	構成比	3.9	1.7	1.6
	金 額	3,152	242	921
	構成比	4.0	1.7	1.6
住宅改修等	件 数	26,516	4,118	17,332
	構成比	24.2	15.6	17.0
	金 額	21,331	2,624	11,504
	構成比	27.3	18.6	20.5
教育	件 数	6,916	1,384	3,649
	構成比	6.3	5.2	3.6
	金 額	5,433	765	2,049
	構成比	7.0	5.4	3.7
冠婚葬祭	件 数	15,440	1,931	7,097
	構成比	14.1	7.3	7.0
	金 額	10,500	895	3,506
	構成比	13.5	6.4	6.3
事業維持	件 数	7,130	1,804	6,515
	構成比	6.5	6.8	6.4
	金 額	6,762	1,347	4,939
	構成比	8.7	9.6	8.8
債務等の 一括返済	件 数	6,861	4,464	17,671
	構成比	6.3	16.9	17.3
	金 額	5,953	2,825	11,327
	構成比	7.6	20.1	20.2
臨時生活資金	件 数	25,325	8,532	34,710
	構成比	23.1	32.4	34.0
	金 額	14,245	3,743	15,545
	構成比	18.3	26.6	27.8
合 計	件 数	109,565	26,366	102,046
	構成比	100.0	100.0	100.0
	金 額	78,004	14,082	56,015
	構成比	100.0	100.0	100.0
1 件当りの平均貸付額		(0.7 百万円)	(0.5 百万円)	(0.5 百万円)

※ 平成 27 年 1 月（平成 26 年 12 月受付分）から資金使途を変更いたしました。

(単位：件、百万円、%)

資金使途		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
保健・医療	件 数	11,326	9,414	7,232	8,847
	構成比	12.4	12.3	11.7	12.1
	金 額	5,283	3,903	3,054	3,709
	構成比	10.7	10.1	9.7	9.8
介護・福祉	件 数	1,548	1,212	937	1,102
	構成比	1.7	1.6	1.5	1.5
	金 額	838	618	492	588
	構成比	1.7	1.6	1.6	1.6
住宅改修等	件 数	15,267	11,756	9,400	11,422
	構成比	16.7	15.3	15.2	15.6
	金 額	10,106	7,295	5,979	7,268
	構成比	20.4	18.9	18.9	19.3
教育	件 数	3,171	2,417	1,656	2,082
	構成比	3.5	3.2	2.7	2.8
	金 額	1,739	1,279	917	1,087
	構成比	3.5	3.3	2.9	2.9
冠婚葬祭	件 数	6,284	5,150	3,533	4,409
	構成比	6.9	6.7	5.7	6.0
	金 額	3,092	2,272	1,588	2,049
	構成比	6.3	5.9	5.0	5.4
事業維持	件 数	5,038	3,845	2,981	3,535
	構成比	5.5	5.0	4.8	4.8
	金 額	3,876	2,795	2,202	2,689
	構成比	7.8	7.3	7.0	7.1
債務等の 一括返済	件 数	15,657	13,225	10,520	12,607
	構成比	17.2	17.3	17.0	17.2
	金 額	10,014	8,130	6,497	7,879
	構成比	20.3	21.1	20.6	20.9
生活必需物品 の購入	件 数	32,930	29,638	25,623	29,239
	構成比	36.1	38.7	41.4	39.9
	金 額	14,500	12,202	10,882	12,419
	構成比	29.3	31.7	34.4	33.0
合 計	件 数	91,221	76,657	61,882	73,243
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0
	金 額	49,452	38,496	31,610	37,691
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0
1件当たりの平均貸付額		(0.5百万円)	(0.5百万円)	(0.5百万円)	(0.5百万円)

⑤ 労災年金担保貸付勘定（労災年金担保貸付事業）

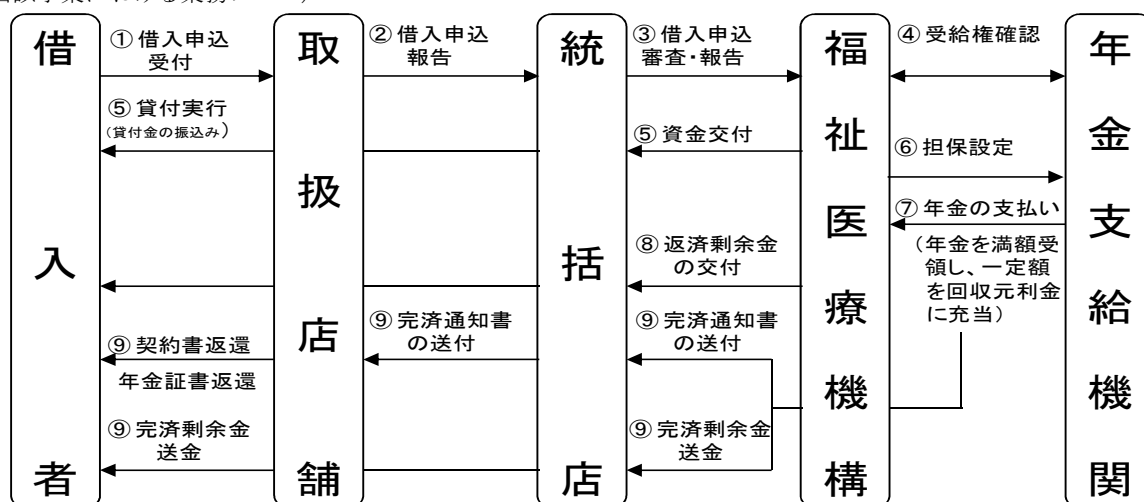
当該事業は、年金受給者の自立の促進と福祉の増進を図ることを目的として、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として保健・医療、介護・福祉、住宅改修等、冠婚葬祭などに必要な小口の資金の貸付けを行っております。労働者災害補償保険法においては、年金受給者を保護する観点から、当該受給権を担保に供することを禁止しております。その唯一の例外として当機構は、労災年金担保貸付業務を行っております。

当該事業は、平成 16 年 4 月 1 日をもって労働福祉事業団が解散したことに伴い、これまで労働福祉事業団が行っていた労災年金担保事業につき、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成 14 年法律第 171 号）附則第 2 条により、国が承継した資産を除き、当機構がその一切の権利・義務を承継して行っております。

なお、平成 22 年 12 月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、十分な代替措置を講じた上で事業を廃止すると示されており、当面の措置として現行制度における事業規模の縮減方針を策定し、貸付限度額の引下げ（年間の年金支給額の 1.2 倍以内→1.0 倍以内→0.8 倍以内）、返済額の上限の設定（1 回の年金支給額の範囲→1 回の年金支給額の 1/2 以下→1 回の年金支給額の 1/3 以下）などの取扱変更を平成 23 年 12 月及び平成 26 年 12 月に実施しております。

また、令和 2 年 5 月に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 40 号）において「事業廃止」が決定され、令和 3 年度末に新規貸付の申込受付を終了することとされています。

（当該事業における業務フロー）



（貸付の概要）

○ 貸付の対象

業務方法書第 44 条により、労働者災害補償保険法に基づく年金受給者であり、現に年金の支給を受けている者（生活保護受給者及び年金担保融資（労災年金担保融資を含む。）を利用中に生活保護を受給し、保護廃止後 5 年を経過していない者を除く。）とされております。

○ 貸付金の使途

「保健・医療」、「介護・福祉」、「住宅改修等」、「教育」、「冠婚葬祭」、「事業維持」、「債務等の一括整理」、「生活必需物品の購入」となります。

○ 利率

業務方法書第 45 条に基づいて、理事長の定める利率により、利息を徴収しております。

なお、利率は金利情勢等によって変わりますが、令和 2 年 11 月 27 日現在、その利率は、2.10%となっております。当該貸付金利の適用は取扱店舗において借入申込書を受理した日とされております。

○ 償還期間

業務方法書第 46 条により、4 年以内（借入額と年金額及び返済額により決まる）と定められております。

○ 貸付金の限度額

業務方法書第 47 条により、年金額の年額の 0.8 倍の範囲内であり、最低 10 万円から最高 200 万円までとされております。なお、「生活必需物品の購入に必要な資金」については最高 80 万円となります。

○ 担保及び償還の方法

業務方法書第 48 条により、貸付金の償還は、原則として担保（年金受給権）に供された年金の支払をもって充てるものとされております（ただし、支払期月である偶数月に支給された年金に限るものとし、支給額の 1/3 以下とする。）。

○ 保証人

業務方法書第 49 条により、保証人は必要に応じて立てさせるものとされております。

なお、当該貸付においては、公益財団法人年金融資福祉サービス協会の信用保証制度を利用することができます。

※ 公益財団法人年金融資福祉サービス協会

厚生労働省所管の公益法人であり、年金受給権を担保とする小口資金融資に係る年金受給者の債務の保証、被保険者住宅資金貸付に係る事業主の債務の引受等に関する事業を行うことにより、年金住宅融資制度の円滑な運営と被保険者の福祉の増進を図ることを目的に設立されております。

○ 業務の委託

機構法第 14 条により、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し当該業務の一部を委託しております。当該貸付業務は、民間金融機関の取扱店舗を通じて行われております。

なお、当該貸付における受託金融機関の元利金回収に係る保証責任はありません。

< 労災年金担保貸付実績の推移 >

(単位：件、百万円、%)

資金使途		平成 26 年度 (H26. 4-H26. 12)	平成 26 年度 (H27. 1-H27. 3)	平成 27 年度
保健・医療	件 数	213	41	181
	構成比	12. 1	10. 0	11. 6
	金 額	217	29	149
	構成比	11. 0	8. 9	11. 4
介護・福祉	件 数	86	10	44
	構成比	4. 9	2. 4	2. 8
	金 額	100	8	51
	構成比	5. 1	2. 5	4. 0
住宅改修等	件 数	441	62	291
	構成比	25. 0	15. 1	18. 7
	金 額	527	71	300
	構成比	26. 7	21. 2	22. 9
教育	件 数	212	35	72
	構成比	12. 0	8. 5	4. 6
	金 額	265	32	61
	構成比	13. 4	9. 7	4. 7
冠婚葬祭	件 数	253	31	124
	構成比	14. 3	7. 6	8. 0
	金 額	274	25	110
	構成比	13. 9	7. 7	8. 4
事業維持	件 数	113	13	83
	構成比	6. 4	3. 2	5. 3
	金 額	163	14	91
	構成比	8. 3	4. 4	7. 0
債務等の 一括返済	件 数	105	70	218
	構成比	5. 9	17. 1	14. 0
	金 額	147	60	206
	構成比	7. 4	18. 1	15. 7
臨時生活資金	件 数	342	148	542
	構成比	19. 4	36. 1	34. 9
	金 額	280	92	340
	構成比	14. 2	27. 5	25. 9
合 計	件 数	1, 765	410	1, 555
	構成比	100. 0	100. 0	100. 0
	金 額	1, 976	334	1, 314
	構成比	100. 0	100. 0	100. 0
1 件当りの平均貸付額		(1. 1 百万円)	(0. 8 百万円)	(0. 8 百万円)

※ 平成 27 年 1 月（平成 26 年 12 月受付分）から資金使途を変更いたしました。

(単位：件、百万円、%)

資金使途		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
保健・医療	件 数	147	114	79	102
	構成比	10.5	9.9	8.5	9.3
	金 額	114	78	61	77
	構成比	10.0	8.5	8.3	8.9
介護・福祉	件 数	41	37	25	24
	構成比	2.9	3.2	2.7	2.2
	金 額	43	43	25	24
	構成比	3.8	4.7	3.4	2.9
住宅改修等	件 数	233	196	157	194
	構成比	16.7	17.1	17.0	17.8
	金 額	229	192	164	195
	構成比	20.1	20.8	22.2	22.7
教育	件 数	93	65	47	53
	構成比	6.7	5.7	5.1	4.9
	金 額	76	55	41	49
	構成比	6.7	6.0	5.6	5.8
冠婚葬祭	件 数	100	64	55	70
	構成比	7.2	5.6	6.0	6.4
	金 額	93	48	44	55
	構成比	8.2	5.3	6.0	6.4
事業維持	件 数	69	49	36	47
	構成比	4.9	4.3	3.9	4.3
	金 額	79	56	42	49
	構成比	6.9	6.1	5.7	5.7
債務等の 一括返済	件 数	218	178	145	158
	構成比	15.6	15.5	15.7	14.5
	金 額	206	176	142	141
	構成比	18.0	19.1	19.2	16.4
生活必需物品 の購入	件 数	494	445	380	444
	構成比	35.4	38.8	41.1	40.7
	金 額	300	271	219	270
	構成比	26.3	29.5	29.7	31.3
合 計	件 数	1,395	1,148	924	1,092
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0
	金 額	1,144	922	738	863
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0
1件当たりの平均貸付額		(0.8 百万円)	(0.8 百万円)	(0.7 百万円)	(0.8 百万円)

⑥ 承継債権管理回収勘定（年金住宅融資等）

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成 16 年法律第 105 号）附則第 3 条の規定により、年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務につき、国が承継した資産を除き、当機構がその一切の権利・義務を平成 18 年 4 月 1 日より承継したものです。

当機構が年金資金運用基金から承継した債権の管理回収業務

1. 被保険者住宅資金融資に係る債権の管理回収業務
2. 福祉施設設置整備資金融資（社宅・療養施設・厚生施設・分譲住宅等）に係る債権の管理回収業務
3. 年金担保融資に係る債権の管理回収業務

※ 1. から 3. については、解散した年金福祉事業団において融資実行したもので、平成 13 年 4 月以降、年金資金運用基金が管理回収業務を承継したものを含まず。

○ 業務の委託

機構法附則第 5 条の 2 第 13 項の規定により読み替えて適用される同法第 14 条により、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関その他政令で定める債権回収会社に対し当該業務の一部を委託しております。

＜年金住宅融資等債権残高＞

（単位：億円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (注)
残高	8,066	6,717	5,080	4,287	3,607
国庫納付額※	1,667	1,599	1,842	1,164	894
うち元本	1,368	1,346	1,634	955	734
うち積立金	299	253	208	208	160

※ 機構法附則第 5 条の 2 第 6 項及び第 7 項並びに同法施行令附則第 5 条の 2 第 2 項から第 6 項に基づき、回収元本及び積立金について定められた期日までに国庫納付しております。

注) 令和元年度末残高（3,607 億円）は平成 30 年度末残高（4,287 億円）から、国庫納付額のうちの元本相当額（678 億円）及び償却額等（1 億円）を控除しております。

⑦ 一時金支払等勘定（一時金支払等業務）

一時金支払等業務は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号）第 27 条の規定により、厚生労働大臣より同法に基づく一時金（診断書の作成に要する費用を含む。）の支払に関する事務の委託を受け、実施しているものです。

なお、一時金の支払及び一時金支払等業務に要する費用に充てるため、旧優生保護法一時金支払基金を設けております。

⑧ 補償金支払等勘定（補償金支払等業務）

補償金支払等業務は、ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第 55 号）第 26 条の規定により、厚生労働大臣より同法に基づく補償金の支払に関する事務の委託を受け、実施しているものです。

なお、補償金の支払及び補償金支払等業務に要する費用に充てるため、ハンセン病患者家族補償金支払基金を設けております。

(8) 当機構における損益構造と運営費交付金等について

当機構の各勘定における損益構造は、以下のとおりです。

① 一般勘定

一般勘定は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業及び社会福祉振興助成事業の 4 事業を総合したものです。

福祉医療貸付事業は主に社会福祉事業施設及び病院等の極めて公共性の高い事業に対する融資を行っておりますが、その実施主体である社会福祉法人等は財政基盤が脆弱であるため、政策融資として長期に低利で資金を融通しており、このため発生する調達金利と貸付金利とのいわゆる逆ざや等の事業実施に直接必要な経費について予算措置（損益差補助）に基づく利子補給金を受け入れるとともに、平成 24 年度より行う、社会福祉施設や医療施設の耐震化等整備を推進するための優遇融資に対しては、平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度補正予算において措置された政府出資金 50 億円（46 億円及び 4 億円）により財務基盤を強化し、損失に備えることとしております。

また、平成 23 年度より東日本大震災により被災した施設の復旧・復興支援として貸付条件の優遇措置を講じたことにより発生する損失については、平成 23 年度補正予算において措置された政府出資金（第 1 次 100 億円、第 2 次 40 億円及び第 3 次 2 億円）により財務基盤を強化しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により休業または事業を縮小した医療、福祉事業者の資金繰りを支援するため、無利子、無担保等の危機対応融資の拡充に必要となる資金として、令和 2 年度補正予算において措置された政府出資金（第 1 次 41 億円、第 2 次 327 億円）により財務基盤を強化しております。

そのほか、社会福祉振興助成事業にかかる助成金については、予算措置に基づき国から社会福祉振興助成費補助金を受け入れております。また、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に要する経費並びに事務的経費や人件費等の間接的な経費については、通則法第 46 条に基づき運営費交付金をそれぞれ受け入れるとともに、平成 27 年度からは、福祉医療貸付事業において償還期間に応じたより柔軟な金利制度を設け、安定的な制度運営を実施する上で必要な経費相当分を貸付金利に上乗せしております。

② 共済勘定

共済勘定は、当該業務に要する事務的経費を整理する業務経理とその他の経費を整理する給付経理に区分経理することとなっており、業務経理における事務的経費や人件費等の間接的な経費については、通則法第 46 条に基づき、その財源に充てるために必要な運営費交付金を受け入れております。

また、給付経理における事業に要する経費については、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和 36 年法律第 155 号）第 18 条及び第 19 条に基づき、国及び都道府県から給付費補助金を受け入れております。

③ 保険勘定

保険勘定は、共済勘定と同様に当該業務に要する事務的経費を整理する業務経理とその他の経費を整理する給付経理に区分経理することとなっており、業務経理における事務的経費や人件費等の間接的な経費については、通則法第 46 条に基づき、その財源に充てるために必要な運営費交付金を受け入れております。

また、給付経理における事業に要する経費については、都道府県等を経由して払い込まれる保険料収入等により賄われており、運営費交付金等は受け入れておりません。

④ 年金担保貸付勘定

年金担保貸付勘定においては、貸付原資の借入金等にかかる支払利息や業務委託費等の事業実施に直接必要な経費については、借入者の負担として貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っております。

一方、事務的経費や人件費等の間接的な経費については、平成 19 年度まで通則法第 46 条に基づく運営費交付金を受け入れ、その財源に充てておりましたが、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、平成 20 年度から運営費交付金を廃止することが定められたことから、平成 20 年 4 月以降は、事務的経費や人件費等の間接的な経費についても、貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っております。

また、この貸付金利の設定方法については、必要に応じ収支状況等の検証を行い、変更の必要が生じた場合に見直すこととなっております。

⑤ 労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付勘定においては、貸付原資が政府出資金であることから資金調達コストは発生しませんが、業務委託費等の事業実施に直接必要な経費については、年金担保貸付勘定と同様に借入者の負担として貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っております。

一方、事務的経費や人件費等の間接的な経費については、平成 19 年度まで通則法第 46 条に基づく運営費交付金を受け入れ、その財源に充てておりましたが、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、平成 20 年度から運営費交付金を廃止することが定められたことから、平成 20 年 4 月以降は、事務的経費や人件費等の間接的な経費についても、貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っております。

また、貸付金利の見直しについては、年金担保貸付事業と同様の取扱いとなっております。

⑥ 承継債権管理回収勘定

承継債権管理回収勘定は、平成 18 年 4 月 1 日に年金資金運用基金の解散に伴い承継した年金住宅融資等債権の管理・回収業務及びこれに附随する業務を行っております。

年金住宅融資等債権の管理及び回収の業務に要する経費並びに事務的経費や人件費等の間接的な経費については、平成 19 年度まで通則法第 46 条に基づく運営費交付金を受け入れ、その財源に充てておりましたが、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、平成 20 年度から運営費交付金を廃止することが定められたことから、平成 20 年 4 月以降は、年金住宅融資等債権の管理及び回収の業務に要する経費並びに事務的経費や人件費等の間接的な経費については、貸付金利息等の業務収入により賄っております。

⑦ 一時金支払等勘定

一時金支払等勘定は、一時金の支払及び一時金支払等業務に要する費用に充てるため、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号）に基づき、必要な政府交付金を受け入れております。

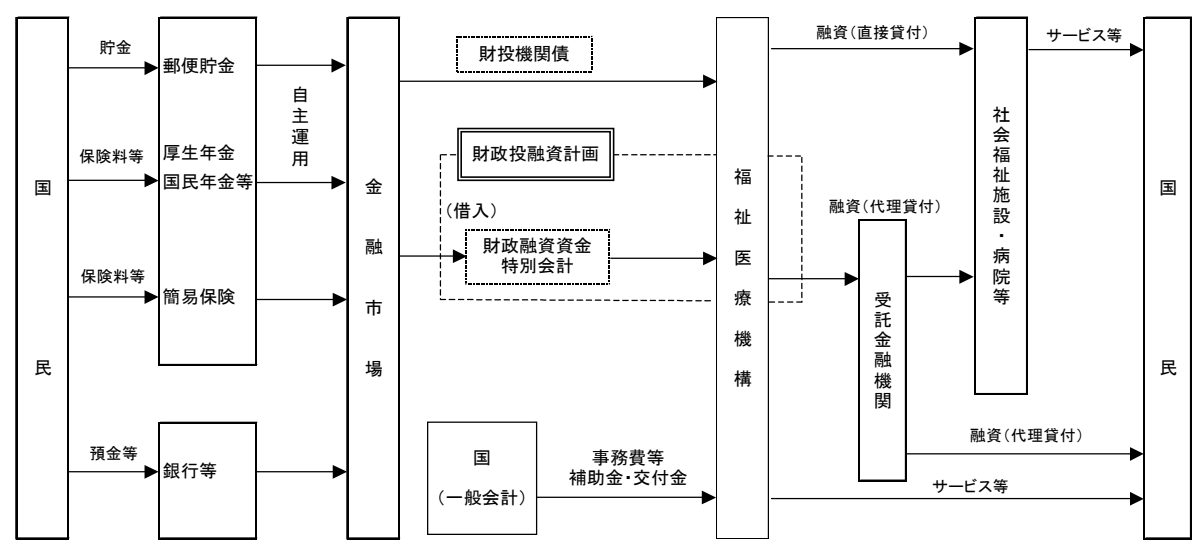
⑧ 補償金支払等勘定

補償金支払等勘定は、補償金の支払及び補償金支払等業務に要する費用に充てるため、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第 55 号）に基づき、必要な政府交付金を受け入れております。

⑨ 資金調達概要

当機構は、政府からの借入金や独立行政法人福祉医療機構債券の発行及び政府出資金を主な資金調達手段としております。財政投融资制度については、平成 13 年 4 月 1 日に、従来の郵便貯金・年金積立金の全額が資金運用部へ預託される制度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへと抜本的な転換が図られ、これにより、財政投融资制度の市場原理との調和が図られるとともに、特殊法人等の経営の効率化の促進にも寄与することを基本的な考え方とする旨の制度改革が実施されております。

平成 13 年度より事業団において、社会福祉・医療事業団債券として財投機関債の発行による資金調達を実施して参りましたが、引き続き平成 16 年度から独立行政法人福祉医療機構債券として財投機関債の発行を行っております。



当機構における資金調達実績は、以下のとおりです。
なお、令和 2 年度見込は、参考として年度計画予算の数値を記載しております。

① 長期借入金

一般勘定

(単位：百万円)

調達先	調達償還区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度見込
財政融資資金借入金	調達額	446,200	308,900	339,500	232,600	206,000	2,497,400
	償還額	303,990	310,123	292,697	287,152	279,610	241,202
	期末残高	3,147,302	3,146,079	3,192,881	3,138,329	3,064,718	5,320,915
民間借入金	調達額	—	—	—	—	—	—
	償還額	646	646	—	—	—	—
	期末残高	646	—	—	—	—	—

② 国内債券

(ア) 一般勘定

(単位：百万円)

調達先	調達償還 区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
福祉医療機構 債券	調達額	20,000	20,000	30,000	25,000	20,000	20,000
	償還額	69,000	30,000	20,000	20,000	10,000	20,000
	期末残高	235,000	225,000	235,000	240,000	250,000	250,000

(イ) 年金担保貸付勘定

(単位：百万円)

調達先	調達償還 区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
福祉医療機構 債券	調達額	17,000	15,000	18,000	14,000	14,000	13,000
	償還額	30,000	38,000	36,000	17,000	15,000	18,000
	期末残高	91,000	68,000	50,000	47,000	46,000	41,000

③ 政府出資金

(単位：百万円)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
一般勘定※ ¹	受入額	—	—	—	—	—	36,906
	期末残高	23,354	22,136	21,787	21,787	21,787	58,694
労災年金担保 貸付勘定※ ²	受入額	—	—	—	—	—	—
	期末残高	4,397	4,397	4,397	3,666	3,114	3,114
承継債権管理 回収勘定※ ³	受入額	—	—	—	—	—	—
	期末残高	874,857	738,517	564,431	468,879	395,404	342,871
合計	受入額	—	—	—	—	—	—
	期末残高	902,609	765,051	590,617	494,334	420,307	404,681

※¹ 令和 2 年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰りを強力に支援するため、第 1 次補正予算により令和 2 年 6 月 9 日に 41 億円及び第 2 次補正予算により令和 2 年 7 月 13 日に 328 億円の政府出資金を受け入れております。

※² 労災年金担保貸付勘定については、平成 30 年 10 月 30 日付会計検査院からの意見表示を踏まえ、当該事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を厚生労働省と検討したうえ、当該事業に係る政府出資金相当額の一部について、将来にわたり事業を確実に実施するうえで必要がなくなったと判断し、令和元年 12 月 16 日に国庫納付するとともに、同日付で政府出資金を 551 百万円減少させております。

※³ 承継債権管理回収勘定における政府出資金については、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成 16 年法律第 105 号）附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 4 月 1 日に承継された年金住宅融資等の貸付債権額見合いとして出資されております。

また、回収された元金を国庫に納付すること等に伴い、政府出資金は機構法に基づき減額することとなっております。

なお、令和元年度においては、元金及び積立金の合計 89,491 百万円を国庫納付し、このうち元金見合い分の 73,475 百万円について政府出資金を減少させております。

(10) 国庫補助金等

当機構における国庫補助金、運営費交付金、利子補給金及び政府交付金の平成 27 年度から令和元年度受入実績並びに令和 2 年度見込みは、以下のとおりです。

なお、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、当機構において講ずべき措置として、平成 20 年度から運営費交付金を廃止することが定められたことから、当該交付金を受け入れておりません。

① 一般勘定

(単位：百万円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
独立行政法人福祉医療機構 一般勘定運営費交付金	3,408	2,402	2,089	1,828	1,543	1,426
社会福祉事業施設等 貸付事業利子補給金	5,303	3,751	3,616	3,516	3,516	3,516
社会福祉振興 助成費補助金	702	607	607	607	607	607
子ども・子育て支援事業費 補助金	-	-	-	-	195	66

② 共済勘定

(単位：百万円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
独立行政法人福祉医療機構 共済勘定運営費交付金	667	548	622	614	614	635
社会福祉施設職員等 退職手当共済事業給付費補助金	26,239	26,353	26,070	26,900	27,578	27,441

③ 保険勘定

(単位：百万円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
独立行政法人福祉医療機構 保険勘定運営費交付金	105	104	102	104	80	104

④ 一時金支払等勘定

(単位：百万円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
旧優生保護法一時金支給等 業務費交付金	-	-	-	-	11,842	-

⑤ 補償金支払等勘定

(単位：百万円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込
ハンセン病患者家族補償金 支給等業務費交付金	-	-	-	-	17,570	-

(参考) 令和元年度資金計画

平成31年3月29日付主務大臣に届け出

令和元年7月2日付主務大臣に届け出(変更)

令和2年1月30日付主務大臣に届け出(変更)

令和2年2月14日付主務大臣に届け出(変更)

(単位:百万円)

区 別	金 額								
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	一時金支払等勘定	補償金支払等勘定	計
資金支出	626,684	121,741	31,313	63,910	3,371	90,069	11,842	17,571	966,502
業務活動による支出	358,476	121,064	20,983	42,170	974	78,427	11,167	5,422	638,682
福祉医療貸付事業費	36,528								36,528
福祉医療貸付金による支出	316,800								316,800
社会福祉振興助成金による支出	608								608
子供の未来応援支援金による支出	200								200
退職手当共済事業費		120,449							120,449
心身障害者扶養保険事業費			20,878						20,878
年金担保貸付事業費				990					990
年金担保貸付金による支出				40,901					40,901
労災年金担保貸付事業費					15				15
労災年金担保貸付金による支出					952				952
一時金支払金による支出							10,914		10,914
補償金支払金による支出								5,316	5,316
人件費支出	2,032	221	73	180	4	289	95	37	2,931
その他の業務支出	2,307	394	32	99	4	1,227	158	69	4,290
国庫納付金の支払額						76,911			76,911
投資活動による支出									
金銭の信託の増加による支出			10,319						10,319
財務活動による支出	266,184			21,500					287,684
長期借入金の返済による支出	256,184			6,500					262,684
債券の償還による支出	10,000			15,000					25,000
翌年度への繰越金	2,024	677	11	240	2,397	11,643	675	12,149	29,816
資金収入	626,684	121,741	31,313	63,910	3,371	90,069	11,842	17,571	966,502
業務活動による収入	311,653	117,353	17,659	39,978	920	71,954	11,842	17,571	588,930
福祉医療貸付事業収入	37,540								37,540
福祉医療貸付回収金による収入	267,825								267,825
経営指導事業収入	52								52
福祉保健医療情報サービス事業収入	4								4
社会福祉振興助成事業収入	11								11
退職手当共済事業収入		63,463							63,463
心身障害者扶養保険事業収入			17,578						17,578
年金担保貸付事業収入				1,272					1,272
年金担保貸付回収金による収入				38,706					38,706
労災年金担保貸付事業収入					21				21
労災年金担保貸付回収金による収入					900				900
承継債権管理回収業務収入						14,764			14,764
承継融資業務収入						57,186			57,186
運営費交付金収入	1,544	615	80						2,239
補助金等収入	4,468	53,274					11,842	17,571	87,155
寄附金収入	200								200
その他の業務収入	8	1	0	1	0	4	0	0	13
投資活動による収入		3,700	13,619			4,500			21,819
定期預金の払戻による収入						4,300			4,300
金銭の信託の減少による収入			13,619						13,619
有価証券の償還による収入		3,700				200			3,900
財務活動による収入	313,100			23,700					336,800
長期借入れによる収入	293,100			7,700					300,800
債券の発行による収入	20,000			16,000					36,000
前年度よりの繰越金	1,931	688	35	232	2,451	13,616	-	-	18,952

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(単位:百万円)

区 別	金 額					
	一 般 勘 定					
	福 祉 医 療 貸 付 事 業	福祉医療経営指導事業	福祉保健医療情報サービス事業	社会福祉振興助成事業	共 通	計
資金支出	621,487	422	963	907	2,905	626,684
業務活動による支出	355,303	422	963	907	881	358,476
福祉医療貸付事業費	36,528					36,528
福祉医療貸付金による支出	316,800					316,800
社会福祉振興助成金による支出				608		608
子供の未来応援支援金による支出				200		200
人件費支出	1,070	220	65	48	630	2,032
その他の業務支出	905	202	898	51	251	2,307
財務活動による支出	266,184					266,184
長期借入金の返済による支出	256,184					256,184
債券の償還による支出	10,000					10,000
翌年度への繰越金					2,024	2,024
資金収入	621,580	422	963	907	2,812	626,684
業務活動による収入	308,480	422	963	907	881	311,653
福祉医療貸付事業収入	36,593	150	550		248	37,540
福祉医療貸付回収金による収入	267,825					267,825
経営指導事業収入		52				52
福祉保健医療情報サービス事業収入			4			4
社会福祉振興助成事業収入				11		11
運営費交付金収入	543	219	65	88	628	1,544
補助金等収入	3,516		344	608		4,468
寄附金収入				200		200
その他の業務収入	2	1	0	0	5	8
財務活動による収入	313,100					313,100
長期借入れによる収入	293,100					293,100
債券の発行による収入	20,000					20,000
前年度よりの繰越金					1,931	1,931

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	共 済 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
資金支出	748	120,993	121,741
業務活動による支出	615	120,449	121,064
退職手当共済事業費		120,449	120,449
人件費支出	221		221
その他の業務支出	394		394
翌年度への繰越金	133	544	677
資金収入	748	120,993	121,741
業務活動による収入	615	116,738	117,353
退職手当共済事業収入		63,463	63,463
運営費交付金収入	615		615
補助金等収入		53,274	53,274
その他の業務収入	1		1
投資活動による収入			
有価証券の償還による収入		3,700	3,700
前年度よりの繰越金	133	555	688

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	保 険 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
資金支出	115	31,197	31,313
業務活動による支出	105	20,878	20,983
心身障害者扶養保険事業費		20,878	20,878
人件費支出	73		73
その他の業務支出	32		32
投資活動による支出			
金銭の信託の増加による支出		10,319	10,319
翌年度への繰越金	11		11
資金収入	115	31,197	31,313
業務活動による収入	81	17,578	17,659
心身障害者扶養保険事業収入		17,578	17,578
運営費交付金収入	80		80
その他の業務収入	0		0
投資活動による収入			
金銭の信託の減少による収入		13,619	13,619
前年度よりの繰越金	35		35

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(参考) 令和2年度資金計画

令和2年3月31日付主務大臣に届け出

令和2年4月30日付主務大臣に届け出(変更)

令和2年6月12日付主務大臣に届け出(変更)

令和2年9月23日付主務大臣に届け出(変更)

(単位:百万円)

区 別	金 額								
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	一時金支払等勘定	補償金支払等勘定	計
資金支出	2,855,646	123,980	31,656	52,539	2,824	71,320	9,713	12,149	3,159,827
業務活動による支出	2,589,771	123,257	21,180	33,256	875	66,863	3,406	11,518	2,850,126
福祉医療貸付事業費	30,851								30,851
福祉医療貸付金による支出	2,554,000								2,554,000
社会福祉振興助成金による支出	608								608
子供の未来応援支援金による支出	130								130
退職手当共済事業費		122,621							122,621
心身障害者扶養保険事業費			21,076						21,076
年金担保貸付事業費				817					817
年金担保貸付金による支出				32,141					32,141
労災年金担保貸付事業費					13				13
労災年金担保貸付金による支出					855				855
一時金支払金による支出							3,266		3,266
補償金支払金による支出								11,361	11,361
人件費支出	2,027	242	72	187	4	324	88	88	3,032
その他の業務支出	2,156	395	32	110	4	1,211	51	69	4,027
国庫納付金の支払額						65,328			65,328
投資活動による支出									
金銭の信託の増加による支出			10,463						10,463
財務活動による支出	261,203			19,000					280,203
長期借入金返済による支出	241,203			1,000					242,203
債券の償還による支出	20,000			18,000					38,000
翌年度への繰越金	4,672	723	12	283	1,948	4,457	6,308	631	19,035
資金収入	2,855,646	123,980	31,656	52,539	2,824	71,320	9,713	12,149	3,159,827
業務活動による収入	298,636	119,540	17,863	35,132	846	61,233	0	0	533,251
福祉医療貸付事業収入	32,439								32,439
福祉医療貸付回収金による収入	260,397								260,397
経営指導事業収入	61								61
福祉保健医療情報サービス事業収入	3								3
社会福祉振興助成事業収入	11								11
退職手当共済事業収入		65,602							65,602
心身障害者扶養保険事業収入			17,759						17,759
年金担保貸付事業収入				1,225					1,225
年金担保貸付回収金による収入				33,906					33,906
労災年金担保貸付事業収入					23				23
労災年金担保貸付回収金による収入					823				823
承継債権管理回収業務収入						12,356			12,356
承継融資業務収入						48,875			48,875
運営費交付金収入	1,426	636	104						2,166
補助金等収入	4,190	53,302							57,492
寄附金収入	100								100
その他の業務収入	9	1	0	1	0	2	0	0	14
投資活動による収入		3,700	13,780			4,900			22,380
金銭の信託の減少による収入			13,780						13,780
有価証券の償還による収入		3,700				4,900			8,600
財務活動による収入	2,554,307			17,200					2,571,507
長期借入れによる収入	2,497,400			4,200					2,501,600
債券の発行による収入	20,000			13,000					33,000
政府出資金収入	36,907								36,907
前年度よりの繰越金	2,703	740	12	207	1,978	5,187	9,713	12,149	32,689

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(単位:百万円)

区 別	金 額					
	一 般 勘 定					
	福 祉 医 療 貸 付 事 業	福祉医療経 営指導事業	福祉保健医 療情報サー ビス 事 業	社会福祉振 興助成事業	共 通	計
資金支出	2,848,177	461	625	841	5,543	2,855,646
業務活動による支出	2,586,974	461	625	841	870	2,589,771
福祉医療貸付事業費	30,851					30,851
福祉医療貸付金による支出	2,554,000					2,554,000
社会福祉振興助成金による支出				608		608
子供の未来応援支援金による支出				130		130
人件費支出	1,025	235	79	54	634	2,027
その他の業務支出	1,099	226	546	49	236	2,156
財務活動による支出	261,203					261,203
長期借入金の返済による支出	241,203					241,203
債券の償還による支出	20,000					20,000
翌年度への繰越金					4,672	4,672
資金収入	2,850,176	461	625	811	3,573	2,855,646
業務活動による収入	295,869	461	625	811	870	298,636
福祉医療貸付事業収入	31,565	164	477		232	32,439
福祉医療貸付回収金による収入	260,397					260,397
経営指導事業収入		61				61
福祉保健医療情報サービス事業収入			3			3
社会福祉振興助成事業収入				11		11
運営費交付金収入	388	235	79	92	632	1,426
補助金等収入	3,516		66	608		4,190
寄附金収入				100		100
その他の業務収入	2	1	0	0	6	9
財務活動による収入	2,554,307					2,554,307
長期借入れによる収入	2,497,400					2,497,400
債券の発行による収入	20,000					20,000
政府出資金収入	36,907					36,907
前年度よりの繰越金					2,703	2,703

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	共 済 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
資金支出	787	123,193	123,980
業務活動による支出	637	122,621	123,257
退職手当共済事業費		122,621	122,621
人件費支出	242		242
その他の業務支出	395		395
翌年度への繰越金	151	572	723
資金収入	787	123,193	123,980
業務活動による収入	637	118,904	119,540
退職手当共済事業収入		65,602	65,602
運営費交付金収入	636		636
補助金等収入		53,302	53,302
その他の業務収入	1		1
投資活動による収入			
有価証券の償還による収入		3,700	3,700
前年度よりの繰越金	151	590	740

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	保 険 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
資金支出	117	31,539	31,656
業務活動による支出	104	21,076	21,180
心身障害者扶養保険事業費		21,076	21,076
人件費支出	72		72
その他の業務支出	32		32
投資活動による支出			
金銭の信託の増加による支出		10,463	10,463
翌年度への繰越金	12		12
資金収入	117	31,539	31,656
業務活動による収入	104	17,759	17,863
心身障害者扶養保険事業収入		17,759	17,759
運営費交付金収入	104		104
その他の業務収入	0		0
投資活動による収入			
金銭の信託の減少による収入		13,780	13,780
前年度よりの繰越金	12		12

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(11) 特殊法人改革について

当機構は、特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）及び特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、社会福祉・医療事業団の業務を承継する独立行政法人として設立されました。機構法附則第 2 条により、機構の成立の時に解散した事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構が承継しております。

※ 独立行政法人について

独立行政法人とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないが、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人であると定義されております（通則法第 2 条第 1 項、中央省庁等改革基本法第 36 条）。

(ア) 独立行政法人制度と特殊法人制度の比較

項目	独立行政法人制度（中期目標管理法）	特殊法人制度
設立根拠	・独立行政法人通則法 ・個別法	・個別法
業務運営	・国が示した中期目標に対応した中期計画に基づき業務運営を行い、国の一般的関与はなし	・毎年度の予算・業務計画に基づき国の一般的指導監督を受けつつ業務運営
目標管理	・主務大臣が中期目標（3～5年）を付与	・各法人が主体的に実施
業績評価	・主務大臣が評価を実施・評価結果を組織・運営に反映し改善	・各法人が主体的に実施
職員の身分	・国家公務員又は非国家公務員	・非国家公務員
情報公開	・同右 ・通則法で財務に限らず、組織・業務全般にわたり情報公開を義務づけ	・独立行政法人等情報公開法で、情報公開を義務づけ
業務見直し	・中期計画終了ごとに業務継続の必要性、組織形態のあり方等について見直し	・各法人が主体的に実施
会計基準	・独立行政法人会計基準による	・特殊法人等会計処理基準による
財務諸表体系	・貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、附属明細書	・財産目録、貸借対照表、損益計算書、利益（損失）金処分計算書、附属明細書、事業報告書
監査制度	・監事監査が義務づけられているだけでなく、一定の規模の法人は会計監査人監査も義務づけられている	・監事監査は義務づけられているが、会計監査人監査は任意

(イ) 独立行政法人福祉医療機構と社会福祉・医療事業団との比較

法人の名称	独立行政法人福祉医療機構	社会福祉・医療事業団
法人の目的	福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。また、新たに年金担保貸付及び労災担保貸付を規定した	社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする
業務の範囲（法制面）	右に掲げるもののほか、福祉保健医療情報サービス（WAM NET）事業、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業、承継年金住宅融資等債権管理回収業務、一時金支払等業務、補償金支払等業務	福祉貸付事業、医療貸付事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、基金事業（現：社会福祉振興助成事業）、経営診断・指導事業（現：経営サポート事業）
役員	理事長 1 人、理事 4 人以内、監事 2 人以内	理事長 1 人、副理事長 1 人、常勤理事 4 人以内、非常勤理事 2 人以内、監事 2 人以内
評議員会	法定せず	理事長の諮問に応じ、重要事項を審議する機関として規定
区分経理	8 勘定（一般、共済、保険、年金、労災年金、債権管理回収、一時金支払等、補償金支払等）	3 勘定（一般、基金、年金） 3 経理（一般、共済、保険）
財源措置	運営費交付金、政府交付金、利子補給金、給付費補助金、助成費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金	国庫補助金、政府交付金
債券発行	右に掲げるもののほか、貸付債権の証券化の規定を整備	財投機関債、政府保証債が発行可能
大臣の関与	業務方法書の大員認可等のほか、緊急時の要	一般的監督権限あり

(12) 独立行政法人の見直し

- ① 当機構の組織・業務の見直しについては、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づき、平成 18 年 12 月 7 日に『「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案』が厚生労働省により作成されており、当該見直し案は、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 18 年中に得る独立行政法人等の見直しについて」により平成 18 年 12 月 24 日に政府・行政改革推進本部にて了解・決定されております。
- 以下は、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 18 年中に得る独立行政法人等の見直しについて」を当機構の該当部分を抜粋したものです。

「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成18年12月7日
厚生労働省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標期間において、以下の事項を中心として、事務及び事業の見直しを図る。なお、この見直し事項については、平成20年3月までの間に、民業補完の推進、業務運営の効率性、自律性の向上、国の歳入の縮減等の観点から、更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

第1 融資等業務の見直し

1 福祉医療貸付事業の重点化

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利による融資を行うこと等により福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の整備に貢献してきた。次期中期目標期間においては、政策金融改革の趣旨を踏まえ、以下のとおり、融資の重点化を行うこととする。

(1) 融資対象の重点化

- ① 医療貸付のうち病院に対する融資については、
- (ア) 500床以上の病院については、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、周産期医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の当該部門の整備への融資に限定する。なお、当該融資に係る融資率の引下げについては、次期中期目標等において対応することとする。
 - (イ) 500床未満の病院への融資については、当該病院の地域における必要性や貢献度を融資に反映させる観点から、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院に優先的に融資するものとし、その考え方を具体化したガイドラインについては、次期中期目標等の作成までに策定することとする。
- 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果の融資審査への活用については、次期中期目標等において対応することとする。
- ② 医療貸付のうち病院の施設整備以外に対する融資については以下のとおりの措置を講じるとともに、融資率の引下げについて次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。
- (ア) 病院の機械購入資金、薬局、衛生検査所、施術所、歯科技工所、疾病予防運動施設及び温泉療養運動施設の整備・運転に係る融資を廃止することとする。
 - (イ) 病院の長期運転資金を、災害復旧、制度改正や金融環境の変化に伴う経営悪化への対応など緊急的なものに限定することとする。
- ③ 福祉貸付については、都道府県の介護保険事業支援計画などにおける政策優先度を踏まえ、融資対象の重点化及び介護関連施設に対する融資率の引下げについて、次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。
- また、民間金融機関からの社会福祉施設に対する融資を促進するため、協調融資制度について、現在介護関連施設に限定している対象範囲を福祉貸付全体に拡大することとする。

(2) 新規融資額の縮減等

新規融資額については、融資の重点化を行うことにより縮減を図ることとし、次期中期目標等に削減目標を明記するとともに、融資残高についても縮小していくこととする。

2 年金担保貸付事業等の効率化

年金担保貸付事業については、市場金利の動向を踏まえた貸付と貸付に必要な資金の借入のミスマッチの解消を図る観点から、平成20年度から財政融資資金からの借入を行わないものとし、貸付実態に見合った適切な資金調達を行うこととする。

また、利用者の利便の向上や貸付金利の抑制を図るため、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業の事務の共通化による効率化等により、経費の節減を行うこととする。

第2 事務及び事業の見直し

1 福祉医療経営指導事業

開業医承継支援事業については、都市部で地価下落が進むなど若手医師の新規開業が容易になってきた現状を踏まえ、平成20年3月末をもって廃止することとする。

また、福祉及び医療の制度改革等により経営環境が厳しさを増す中で、民間の社会福祉施設及び医療施設が地域において必要な福祉医療サービスを安定的に供給できるように経営の健全化への取組を支援するため、経営が悪化した

施設に対する経営改善支援事業に重点化を図ることとする。

さらに、適切な受益者負担の観点から、経営診断件数の増加や料金体系の見直しなどによる自己収入の増加を図ることとする。

2 長寿・子育て・障害者基金事業の成果普及と効率化

長寿・子育て・障害者基金事業については、社会福祉制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民の福祉ニーズに即応した助成を行うことがますます重要になることから、次期中期目標期間においても、毎年度、助成テーマの適切な見直しを行うこととする。

また、募集方法、選定方法及び事後評価手法については、効果的な助成を行えるよう継続的改善を行うとともに、事務処理の効率化の観点からも見直しを行うこととする。なお、助成団体側からの助成に係る各提出書類の電子化については、次期中期目標期間において、費用対効果も十分に勘案して段階的に進めることとする。

優れた助成事業の成果については、機関誌、セミナー等で公表し、十分に周知の上普及を図っているところであるが、次期中期目標期間において、更なる効果的な普及方策を策定することとする。

3 退職手当共済事業の効率化

退職手当共済事業については、事務の合理化・効率化の観点から、共済契約者（社会福祉施設等経営者）が毎年4月に提出する掛金納付対象職員届について電子申請システム化を進めるとともに、平成19年度に策定する業務・システム最適化計画に基づき、事務の合理化及び経費の節減を行うこととする。

4 心身障害者扶養保険事業の見直し

心身障害者扶養保険事業については、現在、厚生労働省内において当事業に係る制度の見直しを行っており、その結果を踏まえ、次期中期目標等において、事務及び事業の見直しに係る具体的措置を定めることとする。

5 福祉保健医療情報サービス事業の効率化

福祉保健医療情報サービス事業については、福祉医療施策の動向、利用者ニーズ及びポータルサイトの拡大が福祉医療情報の価値を高めること等を踏まえ、コンテンツ及び機能の見直しの基本的方向性について検討し、その方向性に従って次期中期目標期間においてシステムの効率化と利用者満足度の向上を図るための継続的な改善を進めることとする。

また、一般サイトについては民間委託、専用サイトについては利用料を徴収するなど、次期中期目標期間内に更なる事務の効率化や自己収入の増加について検討し、結論を得ることとする。

6 メリハリの効いた組織体制と人員配置の整備

組織及び人員配置については、福祉医療貸付の重点化、福祉医療経営指導事業における経営支援事業の強化等の業務の見直しの方向性を踏まえ、各業務の業務量に応じた効率的かつ効果的な業務運営を行うための組織体制及び人員配置や専門性を有効に活用するための業務連携及び人材育成のあり方について結論を得ることとし、次期中期目標期間において整備を図ることとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における福祉医療機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、福祉医療機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。

その際、目標達成の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すこととする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、福祉医療機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すこととする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進することとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

4 法人の資産の有効活用等に係る見直し

福祉医療機構の保有する資産について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、次期中期目標期間に見直しを行うこととする。

- ② 平成 19 年 6 月 19 日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針 2007」において、独立行政法人等の改革を行うため「独立行政法人整理合理化計画」を作成することとされたことを受けて、平成 19 年 12 月 24 日付で「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されました。

以下は、「独立行政法人整理合理化計画」にかかる前文他、当機構の該当部分を抜粋したものです。

独立行政法人整理合理化計画

平成 19 年 12 月 24 日 閣議決定

I. 前文

1. 独立行政法人整理合理化計画策定の意義

独立行政法人は、制度導入以来 6 年が経過した。この間、人件費の削減、財政支出の削減、自己収入の増加、透明性の確保等の成果がある一方、一部でいわゆる官製談合の舞台となるなど、国民の信頼回復が喫緊の課題となっている。このため、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展のため必要なサービスを確保しつつ、政府における無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく必要がある。

2. 計画策定の経緯

「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）において、101 の独立行政法人について原点に立ち返って見直し、年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する旨が決定された。これを受け、行政減量・効率化有識者会議（以下「有識者会議」という。）を 5 回開催し、この議論に基づき「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（以下「基本方針」という。）を 8 月 10 日に閣議決定した。

8 月末までに主務大臣から所管する独立行政法人についての整理合理化案が提出されたことを受け、有識者会議において、9 月以降、14 回の会議を開催し、49 法人についてヒアリングを実施したほか、政策評価・独立行政法人評価委員会、規制改革会議、官民競争入札等監視委員会及び資産債務改革の実行等に関する専門調査会（以下「専門調査会」という。）における独立行政法人見直しの関連議論につき報告を聴取した。また、並行して、行政改革推進本部事務局において、インターネット等を通じた国民の意見募集も行った。11 月 27 日に有識者会議で「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る指摘事項」が取りまとめられた。

政府は、これに基づき、独立行政法人整理合理化計画を以下のとおり定め、同計画を着実に実行することとする。

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置

事務及び事業の見直し

【福祉医療貸付事業】

○福祉医療貸付事業については、新規融資額の削減目標について次期中期目標等に具体的に明示する。

○福祉貸付については、貸付対象の重点化及び融資率の引下げについて次期中期目標等において明示するとともに、協調融資の速やかな拡大を図る。

○医療貸付の対象の一層の重点化を検討し、速やかに結論を得る。

【年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業】

○年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業について、平成 20 年度から運営費交付金を廃止する。

【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】

○承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、平成 20 年度から運営費交付金を廃止する。

【承継教育資金貸付けあっせん業務】

○承継教育資金貸付けあっせん業務について、平成 20 年度から業務を休止する。

【長寿・子育て・障害者基金事業】

○長寿・子育て・障害者基金事業について、助成対象団体・法人の固定化を防止し、政府から出資された基金で幅広く助成配分するため、助成事業の選定に当たって、その必要性や効果を十分に吟味し、また、毎年度において重点助成分野の見直しを行う等、固定化回避の観点から採択基準を見直す。

○各基金の運用については、最大限の助成金が確保されるよう、運用方法の見直し等により、その運用の効率化を図る。

【福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET 事業）】

○福祉医療経営指導事業については、経営改善支援事業への重点化及び福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET 事業）については、システムの効率化による費用の縮減や民間委託の推進を図る。

【心身障害者扶養保険事業】

○繰越欠損金の速やかな解消を図るための具体的な措置を定める。

組織の見直し

【法人形態の見直し】

○貸付業務については、福祉医療分野における着実な基盤整備の推進、国民の福祉の増進を図る観点から、福祉医療政策の動向、他の機関による政策融資の運営状況を注視しつつ、移管を含め組織の在り方を検討する。

【組織体制の整備】

○各業務の業務量を踏まえつつ組織体制及び人員配置の見直しを図る。

運営の効率化及び自律化

【業務運営体制の整備】

○業務・システム最適化計画を踏まえ、情報システムに係る費用の削減を図る。また、各事業の申請や届出等の電子化等による効率化を図る。

【自己収入の増大】

○適切な受益者負担の観点から、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に係る料金体系の見直しなど、自己収入の増加を図る。

【保有資産の見直し】

○戸塚宿舍、宝塚宿舍等（7 件）を速やかに売却するとともに、公庫総合運動場については、平成 20 年 10 月に向け、共有法人と協議を行い、整理について検討する。

- ③ 独立行政法人の抜本改革の第一段階として、その業務の特性等を踏まえながら、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査するための講ずべき措置について取りまとめられた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が平成 22 年 12 月 7 日付で閣議決定されました。

以下は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」にかかる前文他、当機構の該当部分を抜粋したものです。

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針

平成 22 年 12 月 7 日 閣議決定

I 独立行政法人の抜本的見直しの背景

独立行政法人は、公共性の高い一定の事業について、国の事前関与を極力なくし、法人の自律性にゆだねることで業務の効率化を高めることを目指して設計され、平成 13 年に発足した制度である。政策の「企画」と「執行」を分離し、業務の専門性が高く一般的な行政組織とは別に事業を遂行することが必要な分野、あるいは運営費交付金制度等により機動的かつ柔軟な事業実施が求められる分野等について、国からの一定のガバナンスを保持しつつ国から独立した組織体が政策の執行をつかさどることは、より質の高い行政サービスの提供のために効果的なシステムといえる。

しかしながら、独立行政法人制度の発足に当たっては、政府の機能の一部を切り出し効率的に運営するために設立されたいわゆる「先行独法」と、その後、特殊法人等と行政との関係を再整理するため、特殊法人等から移行したいわゆる「移行独法」とが併存することとなった。

当時は、それぞれの法人が担う業務の特性や実態はあまり着目されず、新法人の設立や組織面に議論が集中しがちであった。この結果、①様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人をすべて一律の制度にはめ込むこととなり、また、②移行前の行政組織や特殊法人等における種々の業務が、十分な検証や整理がなされることなく新法人に引き継がれることになった面は否定できない。

行政サービスの水準向上を目的に発足した独立行政法人であったが、創設後約 10 年が経過し、必要のない事業の継続、不要な資産の保有など非効率な業務運営が温存される傾向にあることが指摘されているのは、以上のような問題を抱えていたことが大きな要因の一つと考えられる。

政府は、昨年来、事業仕分けの手法を用いて行政全般の刷新を強力に進めてきた。行政刷新の本旨は、行政本体のみならず独立行政法人など行政に関連する分野も含めた効率化を徹底し、より高度な行政サービスの提供を実現することにある。その際には、上述したこれまでの独立行政法人が内包してきた問題を踏まえた対応が不可欠であり、まず①事務・事業等の無駄を洗い出した上で、②制度・組織の見直し、とりわけガバナンスの在り方について検討を進めることが重要である。

すなわち、単に組織をどう移行させるか等の観点ではなく、まず、事務・事業自体の徹底的な見直しを行い、真に必要な事業か、独立行政法人が行うべき事業か等の観点から検証を行うことが前提である。その上で、独立行政法人が実施主体となることがふさわしいと判断された事業について、重複等を排除しつつ、いかなる組織体がそれを担うことが適当かとの観点から独立行政法人組織の再編整理を行うとともに、その事業の目的、特性、財源等を踏まえて、最も適切なガバナンスの仕組みなどの制度設計を検討すべきである。

こうした考え方の下、独立行政法人の抜本改革の第一段階として、その業務の特性等を踏まえながら、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査して、今般「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」として講ずべき措置について取りまとめたところである。各法人及び主務府省においては、本基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要である。

本基本方針の着実な実施とともに、改革の第二段階として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることとする。

独立行政法人改革は、行政と独立行政法人との関係の再整理を含め、「公」の新しい姿を構築するための改革である。かかる観点から、政府が一体となってこの改革に積極的に取り組んでいくこととする。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

II 事務・事業の見直しについて

独立行政法人のすべての事務・事業について、以下の基本的な考え方に基づき点検作業を進めてきており、各独立行政法人の事務・事業について講ずべき措置は、別表のとおりである。

1. 研究開発関係

- 国の政策に基づく研究開発を確実に実施するため、国の政策目的や優先度を踏まえて、研究開発テーマを重点化する。
- 複数の独立行政法人が類似の研究開発を行っている場合、事業の再編・統廃合等により重複排除を図り、重点的な研究開発を推進する。
- 資金配分先の選択が固定化しないようにするとともに、優先度に即して、より効率的・効果的なものに資金配分がなされるように、競争的資金制度の大きくくり化を図る。
- 国と独立行政法人がそれぞれ類似の競争的資金制度を有している場合、可能な限り、より効率的に実施できる体制の下で一元化する。
- 研究開発以外の業務に付随して行う調査研究について、主たる業務を行う上で必要不可欠なものに重点化する。

2. 金融関係

- 民間での実施や他の手段で代替できるなど、政策的意義が低下している金融関係事業は廃止する。
- 政策的意義が高く引き続き独立行政法人で実施すべきと考えられる金融関係事業については、リスク審査を強化するなどして、財務内容の健全化を進める。
- 債権管理・資金回収を強化する。
- 共済、年金及び保険については、資産運用管理を強化し、運用益の拡大や繰越欠損金の解消を図る。

3. 研修・試験関係

- 独立採算が可能で、民間でも実施能力のあるものについては、民間で行うものとする。また、独立行政法人で行うものについても、可能な限り、民間委託を推進する。その際、公的な位置付けが必要な試験については、その位置付けの維持に留意する。
- 自治体の権限に関連するもの、地域のニーズに応じてきめ細やかに実施すべきもの及び既に自治体が類似事業を実施しているものについては自治体への移管を図る。
- 実績の低い研修等は廃止するとともに、政策的意義について改めて検証し事業の重点化を図るなど、事業の効率化・重点化を推進する。

4. 施設管理・運営関係

- 稼働率が低いもの、他に代替施設があるもの等、政策的意義が低いものは廃止する。
- 民間や自治体でも実施可能なものについては、独立行政法人は業務を行わない。

5. 検査・分析関係

- 技術面等から民間で実施可能な定型的検査・分析等の業務については、公平・中立性を確保した上で、可能な限り民間で実施する。

6. 病院関係

- 診療事業については、交付金対象事業を国の政策上特に必要と認められる分野に限定し、国費に頼らない形での実施を目指す。
- 管理部門の縮小、地域事務所の見直し、人員削減等により事務・間接部門の一層の効率化を図る。

7. その他

- ① 情報収集・提供
 - 民間や他法人が類似の情報収集・提供業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。
- ② 交流・招へい
 - 民間や他法人が類似の交流・招へい業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。
- ③ 助成・振興
 - 事業の実施に当たっては、国が要件等を具体的に定めるとともに、政策的意義を十分検証し、事業規模を必要最小限とする。
 - 中小企業やベンチャー企業等の研究開発に関し、その成功時の売上等に係る納付を前提として、独立行政法人が財投資金から調達して行う支援事業は原則として廃止する。

Ⅲ 資産・運営の見直しについて

独立行政法人の資産・運営については、以下の取組を進める。また、各独立行政法人の資産・運営について個別に講ずべき措置は、別表のとおりである。

1. 不要資産の国庫返納

- 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。
- 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。
- なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。

2. 事務所等の見直し

- 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。
- 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。
- 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。
- 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。
- 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。

3. 取引関係の見直し

- ① 随意契約の見直し等
 - 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき策定

した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

- また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人（契約監視委員会）は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。
- 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等（以下「関連法人」という。）に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

- 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

④ 調達の見直し

- 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
 - ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。
 - イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。
 - ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。
- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。
- 「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月6日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。

4. 人件費・管理運営の適正化

① 人件費の適正化

- 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。
- 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
 - ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。
 - イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗よく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。
 - ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。
- 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
- 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

② 管理運営の適正化

- 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。
- 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。
- また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。
- 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。

5. 自己収入の拡大

- 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。
- また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。
- 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。

6. 事業の審査、評価

- 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。
- また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

(別表) 「各独立行政法人について講ずべき措置」

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	福祉貸付事業	業務の効率化	23 年度から実施	利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標（資金貸付け時の審査期間短縮、申請書類の簡素化等の効率化、融資体制の見直し等）、業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画等に明示する。 さらに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組織の在り方を検討する。
02	医療貸付事業			
03	福祉医療経営指導事業	民間と競合する業務を廃止	22 年度から実施	民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向等を調査し、業務の重複の有無を把握した上で、平成 22 年度内に見直し案をまとめ、民間と競合する業務については廃止する。
			23 年度から実施	病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。
04	福祉保健医療情報サービス (WAMNET 事業)	事業の一部廃止	23 年度から実施	国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止するとともに、本法人が提供する情報サービスは、基幹的な福祉医療情報（ケアマネジャーの業務に必要な介護事業情報等業務）に限定することにより、事業規模を縮減する。
05	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	廃止	22 年度から実施	事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成 22 年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。
06	社会福祉振興助成事業	業務の限定	23 年度から実施	政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO 等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図る。
07	退職手当共済事業	管理コストの効率化	22 年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
08	心身障害者扶養保険事業	管理コストの効率化	22 年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
09	【経過業務】承継年金住宅融資等 債権管理回収業務	管理コストの効率化	22 年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的に業務縮小に伴う人員削減等の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
10	不要資産の 国庫返納	長寿・子育て・障害者基金事業基金、戸塚宿舎	22 年度中に 実施	長寿・子育て・障害者基金事業基金（2787 億円） 及び戸塚宿舎を国庫納付する。
11		公庫総合運動場、宝塚宿 舎ほか	23 年度中に 実施	公庫総合運動場、宝塚宿舎ほかを国庫納付する。
12		東久留米宿舎、小金井宿 舎ほか	24 年度以降 実施	東久留米宿舎、小金井宿舎ほかを国庫納付する。
13		政府出資金等	23 年度以降 実施	業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保 貸付勘定の不要資産（約 58 億円）を国庫納付する。
14	組織体制の 整備	大阪事務所管理部門の廃 止	22 年度中に 実施	大阪支店事務所の管理部門を廃止し、事務所ス ペースを削減する。

- ④ 行政刷新会議に設置された独立行政法人改革に関する分科会における検討等を踏まえ、平成 24 年 1 月 20 日に「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定されました。当該内容は平成 25 年度予算編成の基本方針（平成 25 年 1 月 24 日閣議決定）において当面凍結されましたが、その後、平成 25 年 12 月 24 日付で「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定され、独立行政法人制度が全般的に見直されることとなりました。

以下は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」の「(別紙) 各法人等について講ずべき措置」より、当機構の該当部分を抜粋したものです。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）

(別紙) 各法人等について講ずべき措置

【福祉医療機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、金融庁検査を導入する。
- 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、資金の効率的運用の観点から、現在年 1 回とされている回収金の国庫納付を定期的に行えるよう所要の措置を講じる。

なお、当該閣議決定の全文につきましては、首相官邸ホームページで公表されております。

○首相官邸 行政改革推進会議ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/pdf/sankou-k3.pdf>

- ⑤ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「各法人の統廃合等に係る措置」の具体的な実施時期については主務省等における検討状況を踏まえ、平成 26 年夏を目途に行政改革推進本部において決定することとされたことから、これに基づき、「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成 26 年 8 月 29 日行政改革推進本部決定）において、法人の統廃合など独立行政法人個別法等の改正が必要となる措置の実施時期について定められました。

以下は、「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」より、当機構の該当部分を抜粋したものです。

各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について

（平成 26 年 8 月 29 日行政改革推進本部決定）抜粋

2. 各措置の実施時期

(3) 金融業務の制度・運用の見直し

措置	実施時期
以下の各法人における事業について、金融庁検査を導入する（損失の危険の管理に限る。）。 ・福祉医療機構の福祉貸付事業及び医療貸付事業	平成27年10月

(4) 法人の組織等に係るその他の措置

措置	実施時期
福祉医療機構の承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、現在年1回とされている回収金の国庫納付を定期的に行えるよう所要の措置を講じる。	平成28年4月まで

なお、当該会議の資料につきましては、首相官邸ホームページで公表されております。

○首相官邸 行政改革推進本部ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyoukakusuisin/pdf/h260829.pdf>

当機構では、こうした見直しの趣旨を踏まえ、適切な業務運営に努めて参ります。

4. 関係会社の状況

当機構が出資している子会社及び関連法人はありません。

5. 役職員の状況

	平成 30 年度末	令和元年度末
役 員 数	6 名（うち非常勤 1 名）	6 名（うち非常勤 1 名）
職 員 数	273 名	276 名
合 計	279 名	282 名